

# 令和2年第3回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和2年9月8日 開会

令和2年9月11日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和2年第3回新十津川町議会定例会

令和2年9月8日（火曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - (1) 事務報告
  - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 財政援助団体監査結果報告
  - (5) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 請願第2号 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願
- 第8 陳情第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情
- 第9 議案第59号 新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第10 議案第60号 新十津川町税条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第11 議案第61号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）  
(内容説明まで)
- 第12 議案第62号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第13 議案第63号 財産の取得について  
(内容説明まで)
- 第14 議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について  
(内容説明まで)
- 第15 議案第65号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について  
(内容説明まで)
- 第16 議案第66号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について  
(内容説明まで)
- 第17 議案第67号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
(内容説明まで)
- 第18 認定第1号 令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)

- 第19 認定第2号 令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第20 認定第3号 令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第21 認定第4号 令和元年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第22 認定第5号 令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第23 報告第5号 令和元年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第24 報告第6号 令和元年度新十津川町資金不足比率の報告について
- 第25 一般質問

◎出席議員 (11名)

1番	井 向	一 徳 君	2番	村 井	利 行 君
3番	進 藤	久美子 君	4番	鈴 井	康 裕 君
5番	小 玉	博 崇 君	6番	杉 本	初 美 君
7番	西 内	陽 美 君	8番	長谷川	秀 樹 君
9番	長 名	實 君	10番	安 中	経 人 君
11番	笹 木	正 文 君			

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田	義 信 君
副町長	小 林	透 君
教育長	久保田	純 史 君
代表監査委員	岩 井	良 道 君
監査委員	奥 芝	理 郎 君
会計管理者	内 田	充 君
総務課長	寺 田	佳 正 君
住民課長	平 田	智 子 君
保健福祉課長	長 島	史 和 君
産業振興課長兼		

農業委員会事務局長	小 松	敬 典	君
建設課長	谷 口	秀 樹	君
教育委員会事務局長	後 木	満 男	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑	晃 君
--------	-----	-----

---

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。開会前に、今日は非常にもう28度くらいになっておりまして、30度は軽く超えていくという状況になってます。皆さん、上着を脱ぎまして、議員、理事者、そして、監査委員、管理職の皆さん、遠慮しないで自由に脱いで、長丁場になりますので今日は、是非、上着をとっていただいて結構ですので、一応、それをお伝えをしておきます。

6月に開かれた第2回定例会の頃、緑が美しく広がっていた水田が黄金色へと姿が変わりました。本町農業の中心作物である米の収穫が近づいていますが、この時期は台風や大雨は発生しやすく災害が心配される時期でもあり、どうか自然災害がなく、無事に出来秋を迎えられることを期待したいところであります。

また、この度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本町においては開町130年記念事業をはじめ各種行事の中止や縮小が相次ぎ、町内における経済活動も苦しい状況が続いておりますが、前回の定例会以降3度の臨時議会を経て、様々な感染防止対策や経済支援対策が立案されてきました。町理事者をはじめ職員の皆さんには、毎日の業務を英知と経験をもって素早く処理され、町政の発展に寄与されておりますことに心から感謝を申し上げます。

今定例会においても、住民生活にとって重要な案件が上程されておりますので、皆さまには引き続き、あらゆる感染予防策を講じていただき、今定例会に臨んでいただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例になっておりますが、これを割愛しまして、ただ今から令和2年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の会議時間は、日程第25、一般質問を午後6時から行うため、あらかじめ延長いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。6番、杉本初美君。兩名を指名いたします。

---

◎議会運営委員長報告

- 議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
定例会の運営について、報告を求めます。  
西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

- 議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会報告をいたします。

開催日時は、令和2年9月3日、午前9時50分から正午までです。出席者は記載のとおりでございます。説明員として、副町長、総務課長にご出席をいただいております。

協議事項は、（1）令和2年第3回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、9月8日から9月11日までの4日間といたしたいとするものでございます。

日程は、裏面に記載のとおり執り進めるものでございます。

付議案件は、条例の一部改正2件、令和2年度会計補正予算2件、財産の取得1件、規約の変更3件、計画の変更1件、人事案件2件、令和元年度会計決算の認定5件、報告2件の計18件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

令和元年度会計決算認定の審議につきましては、議長を除く議員10名による決算審査特別委員会を設置して行います。

一般質問は、7人から7件の通告を受けてございます。

請願、陳情等の受理状況につきましては、9月2日現在、請願1件、陳情等2件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。請願1件、陳情1件は所管の委員会に付託してございます。

議員発議による議案は3件。次の議案を定例会最終日に上程することといたしました。

ア、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

イ、社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書。

ウ、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書でございます。以上を申し上げます、議会運営委員会報告とさせていただきます。

議員各位のご協力方、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告を終わります。

---

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から9月11日までの4日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月11日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告をお願いします。

まず、西空知広域水道企業団議会の報告を井向一徳君よりお願いいたします。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君） 皆さんおはようございます。議長のご指示がございましたので、8月31日に開催されました西空知広域水道企業団議会定例会の内容について、ご報告をさせていただきます。

まず、熊田企業長より行政報告がございました。その中で、給水収益が増となったことを挙げ、定住促進の取組や各種産業の育成支援など、まち、ひと、しごと総合戦略による各種の政策の効果として水需要が増し、給水収益の増につながったのではないかとということでした。

議案審議に入り議決案件は4件、そして、報告1件と認定1件でございます。

議案第7号から第9号は、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、そして、札幌広域圏組合の解散脱退に伴う規約の変更でございます。

議案第10号は、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度補正予算第2号でございます。

西空知広域水道企業団では、法定水質検査を中空知広域水道企業団に委託をしていましたが、その手数料が非課税取引であったことが判明し、その10年分の消費税の還付額58万7千円を修正処理するためでございます。

以上4件の議案は、すべて可とすることに決定しております。

次に、報告第1号といたしまして、水道事業会計の資金不足の審査についてであります。事務局より説明があり、資金不足比率はマイナス277.74パーセントで、資金不足なしということで報告済みとしております。

最後に認定第1号、令和元年度西空知広域水道事業会計決算についてでございます。

細かい数字等については省略させていただきますが、当年度純利益は2,334万5,637円が生じたといった内容でございます。これにつきましても、全会一致で認定をいたしました。

以上で報告は終わりますが、詳細につきましては、議案書とともに所定の棚に置いてありますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を長谷川秀樹君よりお願いいたします。

〔8番 長谷川秀樹君登壇〕

○8番（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。議長の指示がございましたので、去る8月27日に招集されました滝川地区広域消防事務組合議会第1回臨時会の報告をいたします。

案件は、報告3件、議案3件でありました。

内容を申し上げます。

報告第1号は専決処分についてでありまして、令和2年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第1号でありました。

予算の総額に歳入歳出それぞれ556万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,274万2千円とするもので、原案どおり承認いたしました。内容は、赤平消防署の消防車両の修繕費で、全額赤平市の負担金となっております。

報告第2号、同じく専決処分でありまして、令和2年度滝川地区広域消防事務組合議会一般会計補正予算第2号であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ729万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,544万3千円とするもので、原案どおり承認いたしました。内容は、赤平消防署で購入予定の高規格救急車が、予定した緊急消防援助隊設備整備費補助金が該当にならず、市の負担となったことから減額して購入したことによるものであります。

報告第3号、同じく専決処分につきましてでありまして、専決事項、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。内容は、令和2年4月13日、雨竜町字胃の津の町道上で火災出動中の消防車両が車両を後退し方向転換の際に相手方車両と接触し、損害を与えたものでありまして、損害賠償額は25万7,994円で報告済みといたしました。

議案第1号は、令和2年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第3号であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,058万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,603万円とするもので、原案どおり可決いたしました。主な内容は、各消防署並びに消防団の運営に係る経費でありまして、コロナ感染防止対策費等が主なものであります。

なお、本町の負担金は、国庫補助金、繰越金が含まれますが、215万5千円となっております。

議案第2号は、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でありまして、加入団体の脱退に伴う変更で、原案どおり可決いたしました。

最後に議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更をする規約でありまして、加入組合の解散に伴う表の変更が必要なためのものであり、原案どおり可決いたしました。

以上で、滝川地区広域消防事務組合議会第1回臨時会の報告といたします。

なお、議案書等につきましては、所定の棚に保管しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を杉本初美君よりお願いいたします。

〔6番 杉本初美君登壇〕

○6番（杉本初美君） 皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、8月24日招集された令和2年空知中部広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。

開議に先立ち、上砂川町議会議長に就任された高橋成和氏の議席が指定されました。

その後、選挙第1号で副議長の選挙でございましたが、これは、議長の指名推薦で上砂

川町の高橋成和氏が選出されました。

定例出納検査報告、一般行政報告のあと議案第1号、空知中部広域連合の運営に関する条例の一部を改正する条例の専決処分では、地方公務員法の規定に基づき、広域連合においても定年退職者の再任用制度を令和2年4月1日より導入するため、令和2年3月19日に専決処分をしたもので、それを認めるもので承認されました。

議案第2号、空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分では、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給するため、令和2年5月29日に専決処分したもので、承認を求めるとするもので承認されました。この条例の施行日は6月1日から、適用は令和2年1月1日となっています。

その後、令和元年度の各会計の決算認定が上程されました。

認定第1号、令和元年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算では、117万6,132円。

認定第2号、介護保険事業会計歳入歳出決算では、239万7,775円。

認定第3号、国民健康保険事業会計歳入歳出決算では、4,965万2,506円。

認定第4号、障害者支援事業会計歳入歳出決算では、29万745万円と、それぞれ会計が黒字であり、健全財政が維持されているということから、すべて認定されております。

議案第3号から議案第6号までは、それぞれ補正予算でありまして、議案第3号、令和2年度空知中部広域連合一般会計補正予算第1号では、3千円の追加補正がございました。

議案第4号、介護保険事業会計補正予算第1号では、948万5千円の追加補正がありました。

議案第5号、国民健康保険事業会計補正予算第1号では、5,259万6千円の追加補正。

議案第6号、障害支援事業会計補正予算第1号では財源の調整が行われ、4件の議案がすべて可決されております。

引き続き、議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、議案第8号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更、議案第9号、北海道市町村総合事務組合理約の変更が上程されていましたが、いずれの議案も加入団体の脱退に伴う規約の変更であり、いずれも議決されてます。

議案第10号は、動産の取得について議決したもので、内容は、介護保険システム機器の更新整備のため、介護保険システムの機器を5,500万で取得するもので、取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合事業の譲渡によるものでございます。

以上、第2回定例会の内容報告ですが、資料は所定の棚に提出してありますので、後ほどお目通しください。終わります。

○議長（笹木正文君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これをもちまして、日程第4、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。  
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたの

で、令和2年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料が配付されておりますので、主だったものを口頭で付け加えさせていただきたいというふうに思います。

はじめに総務課関係でございます。

叙勲並びに表彰。

6月11日、瑞宝単光章を受章されました元滝川地区広域消防事務組合新十津川消防団長、宮井純一様に対し、勲章及び勲記を伝達いたしました。

また、6月22日、永きに亘り本町の発展に多大なご貢献をされました三枝勉様、浅川博雅様、高桑政章様に町功労表彰を授与いたしました。

次に感謝状でございます。

6月11日、会社設立50周年を迎えてのお礼として多額のご寄附をいただきました株式会社道環リサイクル様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

9月7日、元教育委員会委員長、故松倉譲様の奥様で、花月区在住の松倉絹江様から、ご主人様の生前のお礼として、教育振興のため多額のご寄附をいただき、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

次に、2ページになります。

十津川警部ドラマの放映でございます。

4月に本町を舞台に撮影しておりました、西村京太郎さん原作の十津川警部ドラマにつきましては、7月26日、日曜日、午後9時から十津川警部のラストランと題し、テレビ朝日系列で放送されました。

新十津川駅、ピンネシリなどの町内各所、そして、来年度に取り壊すこととしてございます現庁舎、議場を開町130年という節目に、テレビドラマという形で記憶と記録に残すことができました。

視聴率につきましては、関東で9.7パーセント、北海道で10.7パーセントと聞き及んでおり、多くの方に本町を知っていただき、また、懐かしく本町を思い出していただけたことと思っております。

次に4ページに移ります。

住民課関係でございます。

人口動態でございますが、8月31日現在の人口動態は、人口が6,556人で、前年同期と比べ12人、0.18パーセント増加し、世帯数は2,993戸で、前年同期と比べ38戸の増となりました。一喜一憂するものではございませんけれども、今まで社会増減での増加はありましたけれども、自然増減を含めての増加は、教育と子育て支援を中心として定住促進対策を進めてきた効果の現れと受け止めてございます。一方、65歳以上の高齢者数をみますと、2,541人と前年同期と比べ2人減少し、高齢化率は38.8パーセントと前年同期と比べ0.1ポイント減少となっております。

また、出生は、6月1日から8月31日までの間に11人がお生まれになり、1月からの出生数は17人となっております。

次に7ページからになりますけれども、保健福祉課関係でございます。

もう一度とんでいただき、10ページをお開き願いたいと思います。

特別定額給付金事業の関係でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人10万円を給付する特別定額給付金事業を実施いたしました。8月25日で申請率100パーセントとなり、2,988世帯、6,546人に支給をいたしました。

なお、申請のうちオンライン申請は127人分となっております。

次に、下段の子育て世帯及び高齢者世帯生活支援事業でございます。

子育て世帯及び高齢者世帯生活支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による、外出自粛等に伴う生活支援対策として、高校生以下の子供のいる世帯に対しましては、子供1人につき5,000円分のふれあい商品券と、町内の指定された飲食店で使用できる食事券5,000円分、また、65歳以上の高齢者世帯に対しましては、高齢者1人につき5,000円分のふれあい商品券を9月1日にそれぞれ郵送をいたしましたところでございます。

次に、産業課関係でございます。15ページをお開き願います。

8月7日に新規就農者の方々を対象にいたしました激励会がJAピンネ本所で開催されました。今年は10戸11の方が後継者として就農をしていただいております。非常に多くの方が今年新規就農者として迎えられることができ、今後、農業にいろんな魅力を感じていただいたものというふうに受け止めているところでございます。

有害鳥獣駆除の関係でございます。

8月31日までのエゾシカ駆除頭数は179頭で、昨年同時期と比べ9頭の減少となっております。

また、8月31日までのアライグマ捕獲数は211頭となっており、昨年同時期と比べ28頭の減少となっております。そのうち、出産期であり個体数の増加を効率的に防ぐとされる4月から6月までの重点捕獲期間の捕獲数は112頭となりました。

なお、北海道立総合研究機構の協力を得て、7月6日から農作物被害が想定をされる農家6件の敷地内にセンサーカメラを計12台設置し、アライグマの出没時期や農作物への被害に係る調査を行っております。

次に、建設課の関係でございます。最後のページ、20ページをお開き願います。

安心すまいる助成事業でございます。

今年度から新規の制度で継続をいたしました安心すまいる助成事業は、8月31日現在で61件の申請があり、費用概算額で8,187万1,638円、助成予定額で1,272万8千円、うち助成決定件数は45件、助成決定額は866万9千円となっております。

以上を申し上げ、令和2年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和2年第2回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

6月18日は、報告8件、議案1件について審議いたしました。報告第26号では、新型コ

ロナウイルスの影響により、奨学生から奨学金の増額申請が4件あり、審査の結果申請者全員貸付決定したことについて報告いたしました。

また、報告30号では、令和4年4月1日から民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりますが、同年度に18歳になる今年3月に中学校を卒業された生徒と保護者に行ったアンケート結果を踏まえ、20歳の時に「はたちを祝う会」として開催することについて審議し決定いたしました。

7月20日は、報告4件について審議いたしました。報告第34号及び35号は、町一般会計補正予算で新型コロナウイルス感染症予防対策として、議会で議決いただきました事業内容について報告いたしました。

8月26日は、報告2件、議案1件について審議いたしました。報告第37号では、6月に新小児童、新中生徒を対象に実施した、いじめの状況等に関する調査結果について報告いたしました。なお、小学校、中学校共にいじめと判断される事案はありませんでした。

次に、議案第14号、令和3年度に使用する新十津川町立学校用教科用図書の採択についてであります。中学校において、令和3年度から始まる新学習指導要領に基づく、使用する教科書選定を岩見沢を除く空知管内の23市町の教育長で構成する協議会で検討を重ね、採択した教科書について教育委員会の議決をいただきました。

なお、小学校については、昨年決定した現行の教科書を継続して使用いたします。

2ページ目をお開き願います。

夏季休業ですが、4月及び5月に新型コロナウイルスに伴う臨時休業となりましたので、授業時数を確保するため、7月中の登校日を8日間増やしたことから、夏季休業日を例年30日間のところを14日間短縮し、8月1日から16日までの16日間といたしました。

授業参観についてでございますが、今年は運動会が中止となりましたので、これに代わる体育の授業を3学年で行いました。1年生は入学してから保護者の授業参観がないこと、それから5年生は6年生に教えていただいたヨサコイソーランを保護者に見てもらいたいということ、6年生は最後となる運動会ができなかったという思いから、それぞれ3学年について授業参観を行いました。

行事関係ですが、スマート農業に係るドローン見学会を小学校と高校は7月13日に、中学校は、2年生が白石農園経営者の白石学氏の講演会を7月21日に中学校の体育館で、また、現地見学を28日にそれぞれ行いました。

次に9月の1日と2日の両日でございますが、小学6年生が修学旅行で留寿都村へ行き、天候にも恵まれラフティング等の体験をいたしました。

3ページに移りまして、新型コロナウイルス感染防止のため、中学校部活動の中体連地区予選が中止となり、記載のとおり軟式野球、剣道、バレーボール、バスケットボール、卓球の代替え大会が行われました。

なお、新チームの新中野球部は、開西中との合同チームで8月22日から開催された北海道中学校軟式野球選手権大会北空知支部大会で優勝し、今月19日から本町のピンネスタジアムほか3会場で開催される全道大会に出場いたします。

続きまして、学校運営協議会を6月22日に開催し、小中学校長が6月からの学校再開後における子供たちの学校生活の状況等について、委員に説明をいたしました。

4ページをお開き願いたいと思います。

7月28日に新十津川農業高校主催による学校魅力向上会議が改善センターで開催され、学校経営や生徒の学習環境について説明を受け、学校評議員及び学校関係者と意見交換を行いました。

学校給食センター関係ですが、学校給食への寄贈ということで、8月11日に社会福祉法人雨竜園しょうがい者支援施設雨竜町暑寒の里様より、雨竜町産米ななつぼし500キログラムの寄贈頂きました。同法人からの寄贈は今回初めてであり、大量のお米の寄贈に感謝しているところでございます。

続きまして、給食提供ですが、7月7日に親子の絆給食として、奈良県産の七夕そうめん汁を、また、7月14日には道産牛肉学校給食提供推進事業で、道より道産牛102キログラムを納品頂き、学校給食で牛丼を提供いたしました。

社会教育関係ですが、9月5日にスポーツセンターでチャレンジスポーツ2020が行われ、小学1年生から6年生まで44人が手軽にできる軽スポーツを通じた交流を行いました。

5ページに移りまして、かぜのびですが、8月16日に世界旅行音楽団つきのさんぽ4名の演奏者による世界民族音楽の演奏会が行われ、70人の参加者が彫刻と音楽の共演を楽しみました。

続きまして、スポーツ大会ですが、8月9日に健康増進などを目的とした第1回町民パークゴルフ大会がサンウッドパークゴルフ場で開催され、町民83人がプレーを楽しみ、心地よい汗を流しました。

6ページをお開き願います。

スポーツ体験学習推進事業ですが、北海道日本ハムファイターズ杉山、市川両コーチによる野球体験教室が7月10日に保育園年長児23人を対象に行われ、野球の楽しさを伝えました。また、翌日の11日には、中央野球スポーツ少年団18人を対象に、9月6日は、新中、滝川開西中軟式野球部員13人を対象にそれぞれ野球教室を開催し、実技指導をしていただきました。

続きまして、生涯スポーツ推進事業ですが、8月22日にスポーツセンターで、アメリカ発祥のニュースポーツ「カンジャム」体験会が町民20人を対象に行われました。また、国内初のスポーツ公認団体カンジャム北海道が設立され、代表に町職員の加藤敏晃氏、副代表に商工会青年部の吉原正樹氏が就任し、手軽にできる軽スポーツとして町民への普及が期待されるところでございます。

次に図書館関係ですが、利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため5月下旬まで閉館していたため、貸出冊数2万3,888冊で、前年同期比較9,999冊、貸出人数は3,238人で、前年同期比較3,527人と、ともに減少しております。

次に特別事業ですが、8月23日におはなしころりんこわーいおはなしスペシャルを、図書館ボランティアおはなしころりんの皆さま及び町外の朗読グループ、ツクヨミの会の皆さまのご協力をいただき、小学生45人が参加いたしました。

以上申し上げまして、令和2年第2回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで11時00分まで休憩といたします。

(午前10時46分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（笹木正文君） 日程第7、請願第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります井向一徳君より、内容の説明を求めます。

1番、井向一徳君。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君）

〔説明の記載省略〕

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

本件につきましては、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託いたします。

---

◎陳情第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（笹木正文君） 日程第8、陳情第1号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情を議題といたします。

私から報告いたします。

本件につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第59号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第59号、新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第59号、新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

令和3年度からの新庁舎供用開始に伴い、住民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第59号、新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新庁舎の建設に伴い、住民の皆さんの利便性向上並びに行政事務の効率化を図るために、課の事務分掌を一部変更することとしましたので、関係する条例について改正を行いたいとするものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表も合わせてご参照いただきますようお願いをいたします。新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条関係、新十津川町課設置条例の一部改正です。

現行におきまして、建設課が所管しております住宅及び下水道に関する事項のうち、公営住宅の整備及び大規模修繕に関する事項、下水道の整備及び維持管理に関する事項は、そのまま建設課の所掌事項といたしまして、それら以外の公営住宅、下水道に関する事項について、住民課の所掌事項として改正したいとする規定でございます。

次に、第2条関係、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、第3条第2号につきましては、介護相談窓口として文言を整理するものでございます。

第4号から第7号につきましては、現行の総合健康福祉センター所掌事業の中に、現在、事業自体が行われていないもの、あるいは、他の課や他の事業者が当該事業を担っているもの、あるいは、担う予定としているものがございますので、これを整理いたしまして第8号を第4号に繰り上げるものでございます。

次に、議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、条例は、令和3年4月1日から施行したいとするものでございます。

なお、本条例の施行に合わせまして、課のグループ編成等についても一部変更となりますが、これらにつきましては、行政組織規則等の改正をもって執り進めることとなりますので、申し添えさせていただきます。

以上、新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第59号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第60号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第60号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第60号、新十津川町税条例の一部

改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

7ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第60号、新十津川町税条例の一部改正について内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新十津川町税条例について所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをご覧ください。

改正条文は3条で構成されており、はじめに第1条関係につきまして、第24条は、個人町民税の非課税範囲の定めで、法改正により、子を有するひとり親は性別の差異や婚姻歴にかかわらず、同一要件で控除を受けられる、ひとり親控除の創設により、子を有する寡婦、女性の方の寡婦、寡夫、男性の方の寡夫、未婚のひとり親をあわせて、ひとり親と定義されたため、第1項第2号では、男性の方の寡夫をひとり親と改め、同様に、第34条の2及び第36条の2についても、文言及び引用条項の整理を行うものでございます。

次に5ページに移りまして、第94条は、たばこ税の課税標準の定めで、近年、紙巻たばこの代替品として販売量が増加している重量が1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこは重量が軽いため、紙巻たばこと比較して税負担が低くなっていることから、一般的な紙巻たばこと同様な課税方式へ2段階で見直しを行うため、まずは第2項に但し書として、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこを紙巻たばこ0.7本で換算する旨の経過措置を追加し、第4項では規定の整備を行っております。

次に6ページの附則第3条の2につきましては、延滞金の割合等の特例の定めで、第1項では、租税特別措置法改正に伴い特例基準割合を延滞金特例基準割合と改めるなど、新たに定義語を規定したことによる文言の整備とともに、市中金利の実勢を踏まえ、負担軽減を図る観点から、第2項では平均貸付割合に加算する割合を1パーセントから0.5パーセントに引き下げるもので、7ページの附則第4条は、関連する文言の整理でございます。

次に8ページの附則第17条は、租税特別措置法改正に伴い低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の引用条項を追加し、第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期間を3年延長するものでございます。

9ページに移りまして、第2条関係につきましては、第19条から11ページの第23条まで

は、法改正に伴う文言及び引用条項の整理でございます。

次に第31条は均等割の税率の定めで、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする改正でございます。

次に12ページの第48条は、法人町民税の申告納付の定めで、第1項から第7項までは、国税における連結納税制度の見直しに伴う文言及び引用条項の整理で、16ページ以降、第9項を削除し第10項以下を1項ずつ繰り上げるとともに関連する引用条項の整理を行っております。

次に18ページの第50条は、法人町民税に係る不足税額の納付手続きの定めで、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うことに伴う規定の整備で、20ページの第52条は、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の定めで、連結納税を廃止することに伴い第4項以降を削除するものでございます。

22ページに移りまして、第94条につきましては、第1条関係で説明しましたとおり葉巻たばこの換算方法の見直しの第2段階として、第2項但し書を、1本当たり1グラム未満の葉巻たばこを紙巻たばこ1本に換算する方式に改めるものでございます。

附則第3条の2につきましては、第52条の項削除に伴い、引用条項の整理を行っております。

次に23ページに移りまして、第3条関係につきましては、附則第10条の読替規定は、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年比30パーセント以上減少した中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を軽減するための改正で、附則第10条の2につきましては、引用条項の整理でございます。

次に、附則第23条の次に新型コロナウイルス感染症に係る特例制度の創設に伴う規定を2条追加してございます。

まず、附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術またはスポーツに関するもので、町長が指定する行事やイベントの中止、延期または規模を縮小したことにより生じた入場料金等の払戻請求権の全部または一部を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間内に放棄した場合において、寄附金を支出したものとみなし、20万円を上限とし寄附金税額控除を適用する特例でございます。なお、現時点で本町で該当するイベントはございません。

また、24ページの附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う住宅建設の遅延等により、住宅に令和2年12月31日までに居住できなかった場合でも、住宅取得契約締結などの一定の要件を満たした場合は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度まで1年延長するものでございます。なお、現時点で対象となる物件は把握してございません。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

第1条は施行期日の規定で、施行日を令和2年10月1日と定め、ただし書のとおり、第1号では、第1条関係中第24条、第34条の2及び第36条の2の町民税に係る改正規定、附則第3条の2及び第4条の延滞金に係る改正規定、第3条関係の規定、次条及び附則第3条の規定は令和3年1月1日、第2号では第2条関係中第94条のたばこ税に係る改正規定

及び附則第6条の規定は令和3年10月1日、第3号では第2号の改正規定を除く第2条関係及び附則第4条の規定は令和4年4月1日、第4号では第1条関係中附則第17条及び第17条の2の長期譲渡所得の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律の附則第1項第1号に規定する施行日の属する年の翌年の1月1日と、別に施行日を定めてごさいます。

6ページに移りまして、第2条は延滞金に関する改正規定、第3条及び第4条は町民税に関する改正規定、第5条及び第6条は町たばこ税に関する改正規定の経過措置について定めたものでごさいます。

以上、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第60号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第61号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第61号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第61号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第8号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,342万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3,291万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第61号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第8号について、内容の説明を申し上げます。

それでは、18ページ、19ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

13款、分担金及び負担金。補正額5万5千円、これは、学校給食地産地消推進事業に係る雨竜町の負担金でございます。計6,346万1千円。

次、15款、国庫支出金。補正額1億749万5千円、これは、戸籍附票システム改修事業補助金339万1千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億97万4千円、畑作構造転換事業補助金309万6千円、情報機器整備費補助金で小学校、中学校それぞれ1万7千円の合計額でございます。

次、19款、繰入金。補正額3,308万3千円の減額、これは、財政調整基金繰入金で1,956万3千円の減額と、ふるさと応援基金繰入金で1,352万円の減額の合計額でございます。計8億6,620万8千円。

次、21款、諸収入。補正額37万6千円の減額、これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により未実施あるいは縮小となった開町記念式合同懇親会負担金、追悼式供花料、小中学校鑑賞事業の雨竜町分負担金の減額分でございます。

次、22款、町債。補正額932万9千円、これは、臨時財政対策債の額が確定したことによる財源充当でございます。計23億5,812万9千円。

歳入合計。補正額8,342万円、計97億3,291万2千円。

続きまして、歳出。

1款、議会費。補正額80万円の減額、計5,785万6千円。財源内訳は、一般財源80万円の減額。

2款、総務費。補正額340万6千円、計26億2,561万2千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金1,497万3千円、その他304万9千円の減額、一般財源851万8千円の減額。

3款、民生費。補正額6,839万円、計17億1,829万3千円。財源内訳は特定財源、国道支出金6,915万4千円、その他3千円の減額、一般財源76万1千円の減額。

4款、衛生費。補正額196万1千円、計5億6,502万1千円。財源内訳は一般財源196万1千円。

6款、農林水産業費。補正額309万6千円、計8億9,019万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金309万6千円。

7款、商工費。補正額1,032万2千円、計3億1,852万円。財源内訳は特定財源、国道支出金1,504万円、その他822万3千円の減額、一般財源350万5千円。

8款、土木費。補正額460万円の減額、計8億8,806万3千円。財源内訳は一般財源460万円の減額。

10款、教育費。補正額164万5千円、計5億8,440万3千円。財源内訳は特定財源、国道支出金523万2千円、その他256万6千円の減額、一般財源102万1千円の減額。

歳出合計。補正額8,342万円、計97億3,291万2千円。財源内訳は特定財源、国道支出金1億749万5千円、その他1,384万1千円の減額、一般財源1,023万4千円の減額。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。16ページにお戻り願います。

追加でございます。

事項、新型コロナウイルス感染症対策融資利子助成。期間、令和2年度から令和8年度

まで。限度額、国の特別利子補給制度又は中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号もしくは危機関連保証の要件を満たす融資に対して生じる利子のうち、町規則で定める利子の合計額。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業況が悪化している事業者への資金繰り支援として、国が実施する当初3年間、実質無利子となる融資制度を利用した町内事業者に対し、町は4年目以降の3年間利子補給をする制度を実施するため、それに係る債務負担行為補正をするものでございます。

なお、限度額は、当該利子額が確定していないことから、このような記載としており、当該金額が見込めるようになった時点で限度額を定めることといたすものでございます。

続きまして、17ページをご参照願います。

地方債補正についてご説明申し上げます。

変更でございまして、変更のある部分についてご説明を申し上げます。

起債の目的、臨時財政対策債。補正前限度額1億円。補正後限度額1億932万9千円。これは、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

それでは、歳出補正の内容についてご説明申し上げます。

30ページ、31ページをお開き願います。

1款1項1目議会費。補正額80万円の減額。財源内訳は一般財源80万円の減額。内容を申し上げます。事業番号2番、議会活動運営事業80万円の減額。これは、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった行事、業務に係る経費分を減額するものでございます。

32ページ、33ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費。補正額385万1千円の減額、計3,371万円。財源内訳、特定財源、その他で15万円の減額、一般財源370万1千円の減額。内容を申し上げます。事業番号12番、開町記念式開催事業385万1千円の減額。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により開町記念式の規模を縮小して行ったことに係る経費分を減額するものでございます。

次、3目財産管理費。補正額1,196万8千円、計19億6,759万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,124万2千円、一般財源72万6千円。内容を申し上げます。事業番号6番、電子機器管理事務72万6千円。これは、マイナンバーシステムにおいて、来年度稼働する中間サーバーへの接続に必要な装置の設置及び設定などを行うための経費を補正計上するものでございます。

事業番号13番、公共施設新型コロナウイルス感染症予防対策1,124万2千円。これは、公共施設における新型コロナウイルス感染防止対策として、公共施設27施設のトイレの手洗い場等の蛇口をセンサー式やレバー式に改修することと、開拓記念館のトイレ洋式化及び水洗センサー化すること、そして、新庁舎などで使用する消毒液や自動噴射機、窓口用仕切りなど感染症対策物品の整備を行う経費を補正計上するものでございます。

次、5目企画費。補正額727万6千円の減額、計3億2,846万円。財源内訳、特定財源、その他289万9千円の減額、一般財源437万7千円の減額。内容を申し上げます。事業番号8番、しんとつかわ魅力発信事業289万9千円の減額。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で本町で行われたドラマ撮影の期間が2日間ほど短縮されたことによる不用となった経費を減額するものでございます。

事業番号13番、開町130年記念事業負担金437万7千円の減額。これは、新型コロナウイ

ルス感染拡大の影響により開町130年記念事業として予定してございました人文字アート、NHKによる鑑賞事業などが中止となり、また、記念植樹を規模縮小して行ったことによる経費の減額でございます。

34ページ、35ページをお開き願います。

9目行政区費。補正額34万円、計2,039万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金34万円。内容を申し上げます。これは、行政区が新型コロナウイルス感染防止対策のため、感染予防物資を購入しながら活動を進めるための支援を行うため、活動支援交付金に区民一人当たり50円に相当する経費を上乗せ交付するものでございます。

次、3項1目戸籍住民登録費。補正額222万5千円、計2,974万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金339万1千円、一般財源116万6千円の減額。この財源内訳について、一般財源減額分116万6千円は、今回、この改修に対する国の補助金116万6千円が確定しましたので、当該金額を財源更正してございます。内容を申し上げます。事業番号4番、総合行政システム管理事業222万5千円。これは、戸籍法改正に伴い本町の総合行政システムを改修する経費を補正計上するものでございます。

36ページ、37ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額6,068万3千円、計1億7,628万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金6,084万7千円、その他3千円の減額、一般財源16万1千円の減額。内容を申し上げます。事業番号7番、追悼式開催事業16万4千円の減額。これは、新型コロナウイルス感染防止の観点から、追悼式を縮小実施したことによる不用額を減額補正するものでございます。

事業番号16番、総合健康福祉センター新型コロナウイルス感染症予防対策事業6,084万7千円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、ゆめりあでは、真夏や真冬においても窓開放による換気対策を講じることが必要となりますが、現在設置しております空調設備は開設当初からのもので、コロナ対策による換気を行うに当たっては冷暖房の力に不足を生じることから、より能力の高い空調設備へと更新するものでございます。

次、2目高齢者福祉費。補正額50万円の減額、計2億982万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金10万円、一般財源60万円の減額。内容を申し上げます。事業番号6番、長寿を祝う会開催事業60万円の減額。これは、新型コロナウイルス感染予防の観点から、長寿を祝う会の祝賀会を中止したことによる負担金の減額分でございます。

事業番号26番、高齢者ICT学習事業10万円。これは、新型コロナウイルス感染拡大による新しい生活習慣の定着が求められており、高齢者においてもICT環境に慣れ親しむことが課題となっております。社会福祉協議会では、高齢者がICTを学習できる機会を整備しようとする取組を行おうとしており、それを支援するためタブレット2台分の導入経費を助成するものでございます。具体的な取組み内容といたしましては、すまいるあっぷなど高齢者が集まる場面などを利用して、タブレットを使用したインターネットの活用や、双方向のやり取りについて体験する場を設けるものでございます。

次、3目障害者福祉費。補正額346万2千円、計3億3,481万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金346万2千円。内容を申し上げます。事業番号15番、子ども通園センター感染症対策負担金346万2千円。これは、砂川市こども通園センターは、本町を含めた2市4町により運営している児童福祉施設でございますが、当該センターが新型コロナウイ

ルス感染対策として空調設備を整備することから、当該費用に係る本町分負担金を補正計上するものでございます。

なお、当該負担金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となるものでございます。

次、2項1目児童福祉費。補正額474万5千円、計3億3,144万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金474万5千円。内容を申し上げます。事業番号15番、児童館新型コロナウイルス感染症予防対策事業284万3千円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、児童館の換気対策を強化するため、ホールと図書室に各1台、冷暖房エアコンを設置する経費を補正計上するものでございます。

事業番号16番、子育て支援センター新型コロナウイルス感染症予防対策事業137万8千円。内容を申し上げます。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、子育て支援センターの換気対策を強化するため、キッズルームとホール及び図書室に各1台冷暖房エアコンを設置する経費と、飛沫拡散防止のため、当センターの行事などで使用するポータブルワイヤレスアンプ及びマイク一式を購入する経費を補正計上するものでございます。

38ページ、39ページをお開き願います。

事業番号17番、保育園新型コロナウイルス感染症予防対策事業52万4千円。これは、飛沫拡散防止のため、当保育園の行事などで使用するポータブルワイヤレスアンプ及びマイク一式を購入する経費を補正計上するものでございます。

40ページ、41ページをお開き願います。

4款1項5目健康づくり推進費。補正額196万1千円、計3,649万8千円。財源内訳、一般財源196万1千円。内容を申し上げます。これは、保健師1名が産休に入るため、現任の臨時保健師の勤務日数増と新規臨時保健師の雇用に係る経費を補正計上するものでございます。

42ページ、43ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額309万6千円、計3億6,750万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金309万6千円。内容を申し上げます。事業番号19番、畑作構造転換事業309万6千円。これは、そばの安定生産を図るため、ほ場の透排水性や土壌の改善を行う農業者に対し10アール当たり2千円を支援する事業で、実施主体の地域農業再生協議会に補助金をして支出する経費を補正計上するものでございます。

44ページ、45ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額1,871万円、計1億7,729万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,504万円、一般財源367万円。内容を申し上げます。事業番号5番、企業振興促進事業367万円。これは、企業振興促進条例に基づく企業の設備投資等に助成をする事業で、当初見込み件数よりも申請件数が増えたため不足する経費を補正計上するものでございます。

事業番号11番、緊急経済対策事業1,504万円。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響による町内小売店などの売上の減少への対策として、ポイントカード会が行おうとするイベントなどの取組に対して、補助金を交付するための経費を補正計上するものでございます。当該イベントの概要といたしましては、通常の買い物ポイントを倍にする2倍イベントと、満点カード回収交換の際1,500円を上乗せするプレミアムイベントの二つでご

ございます。このプレミアム分に加え、イベント実施に係る諸経費224万円についても合せて計上してございます。

次、2目観光振興費。補正額625万8千円の減額、計1億392万6千円。財源内訳、特定財源、その他609万3千円の減額、一般財源16万5千円の減額。内容を申し上げます。事業番号1番、観光PR推進事業77万円の減額。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業が中止となったことによる着ぐるみ演技委託料など不用額を減額補正するものでございます。

事業番号12番、ふるさとまつり・雪まつり協賛事業453万8千円の減額。これも同様に、中止となったふるさとまつりに係る不用額を減額補正するものでございます。

事業番号13番、イベント開催支援事業95万円の減額。これについても、中止となった陶芸まつり、味覚まつりに係る不用額を減額補正するものでございます。

次、3目地場産業振興費。補正額213万円の減額、計3,729万5千円。財源内訳、特定財源、その他213万円の減額。内容を申し上げます。事業番号2番、奈良県・十津川村三者協定PR事業213万円の減額。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う事業計画の変更による不用額を補正計上するものでございます。

46ページ、47ページをお開き願います。

8款4項1目都市計画総務費。補正額460万円の減額、計1億4,533万9千円。財源内訳、一般財源460万円の減額。内容を申し上げます。事業番号5番、下水道事業特別会計繰出金460万円。これは、下水道事業特別会計歳入において、充当起債が増額となったことから、当該増額分を減額するものでございます。失礼しました、事業番号5番で下水道事業特別会計繰出金460万円の減額でございます。

48ページ、49ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額218万4千円、計8,377万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金218万4千円。内容を申し上げます。事業番号10番、小学校空調設備整備事業218万4千円。これは、小学校の各教室等に空調設備を整備するための実施設計委託料を補正計上するものでございます。近年は温暖化により北海道にも気温の上昇をもたらし、学校においては、児童生徒の健康に対する配慮と学習環境の改善が求められてございます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、長期休暇、夏休みを短縮し、気温の高い時期に登校を行い、また、学校において児童生徒はマスクを着用し授業を受けてございます。このことから、新型コロナウイルスへの対応として、熱中症対策及び換気対策を行い、児童生徒が集中して快適に学べる環境を提供するため空調設備を整備するものでございます。

なお、整備に当たりましては、学校環境衛生基準により、中学校は換気の頻度を小学校よりも多くすることとなってございまして、また、中学校においては、電力容量が不足するため、高圧受電盤キュービクルの更新が必要となる状況でございます。この高圧受電盤能力向上更新に対しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となるものであることから、これを勘案いたしまして、令和3年度に向けて中学校の空調設備を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備する計画としてございます。

なお、小学校の空調設備については、国の学校施設環境改善交付金を活用することとし

て、来年度整備計画を提出し、令和4年度に発注する予定でございます。

次、2目教育振興費。補正額47万2千円の減額、計7,532万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金42万8千円、その他90万円の減額。内容を申し上げます。事業番号5番、小中学生芸術鑑賞事業90万円の減額。これは、新型コロナウイルス感染防止の観点から、小学生芸術鑑賞事業を中止したことによる不用額の減額でございます。

事業番号8番、小学校GIGAスクール構想事業42万8千円。これは、GIGAスクール構想推進のため、遠隔学習をスムーズに実施できる環境を整備するため、クラス分のウェブカメラ、マイク等を購入する経費を補正計上するものでございます。

次、3項1目学校管理費。補正額218万4千円、計5,912万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金218万4千円。内容を申し上げます。事業番号8番、中学校空調設備整備事業218万4千円。これは、先ほど説明いたしました中学校の各教室等に空調設備を整備するための実施設計委託料を補正計上するものでございます。

次、2目教育振興費。補正額21万4千円、計5,244万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金21万4千円。内容を申し上げます。事業番号7番、中学校GIGAスクール構想事業21万4千円。これは、GIGAスクール構想推進のため、遠隔学習をスムーズに実施できる環境を整備するため、クラス分のウェブカメラ、マイク等を購入する経費を補正計上するものでございます。

50ページ、51ページをお開き願います。

4項1目社会教育総務費。補正額172万1千円の減額、計3,160万8千円。財源内訳、特定財源、その他で172万1千円の減額。内容を申し上げます。事業番号9番、児童・生徒母村交流事業172万1千円の減額。これは、児童生徒の母村訪問中止による不用額を減額するものでございます。

次、2目文化振興費。補正額55万円の減額、計347万2千円。財源内訳、一般財源55万円の減額。内容を申し上げます。事業番号1番、文化活動推進事業5万円の減額。これは、音楽祭の中止による不用額を減額するものでございます。

事業番号2番、芸術鑑賞事業50万円の減額。これは、4月に演奏会を予定してございましたスリールトリオコンサート中止による不用額を減額するものでございます。

次、5項1目保健体育総務費。補正額47万1千円円の減額、計1,569万2千円。財源内訳、一般財源47万1千円円の減額。内容を申し上げます。事業番号2番、社会体育推進活動事業47万1千円円の減額。これは、ピンネシリ登山マラソン中止による不用額を減額するものでございます。

次、3目学校給食運営費。補正額27万7千円、計1億1,511万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金22万2千円、その他5万5千円。これは、雨竜町の負担金でございます。内容を申し上げます。事業番号7番、学校給食地産地消推進事業27万7千円。これは、地元産牛肉を給食メニューとして提供するための経費を補正計上するものでございます。この事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による外出自粛要請等の影響を受けた町内産牛肉の消費拡大を図るとともに、食育や地産地消の推進を図るものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第61号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午前11時56分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

---

◎議案第62号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第62号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第62号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号。

令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第62号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号の内容のご説明を申し上げます。

58ページ、59ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

4款、繰入金。補正額460万円の減額。これは、起債充当が可能となった分を繰入金から減額するものでございます。計1億1,588万1千円。

7款、町債。補正額460万円。これは、可能となった起債分を増額補正するものでございます。計860万円。

歳出の補正については、ございません。

それでは、56ページに戻っていただいて、ご参照願います。

地方債補正についてご説明をいたします。

追加でございます。

起債の目的、公共下水道事業債。限度額450万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法、ここに記載のとおりでございます。

次に、変更についてでございます。変更のある部分のみご説明を申し上げます。

起債の目的、流域下水道事業債。補正前限度額400万円、補正後限度額410万円でございます。この起債に係る更正をしたのが内容となっております。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第62号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第63号、財産の取得についてを議題といたします。提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第63号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、事務機器一式。

2、取得の目的、新庁舎建設に伴う備品整備。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金4,917万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央19番地14、株式会社イースト文具商会、代表取締役、東勝美。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名等を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納入期限は、令和3年3月31日までとなっております。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第63号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程いたします日程第14から日程第16までの案件につきましては関連がございますので、一括して上程をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第64号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第16、議案第66号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、一括議題とすることに決定いたしました。

---

◎議案第64号から議案66号の上程、説明

○議長（笹木正文君） それでは議案第64号から議案第66号までにつきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第64号から議案第66号まで、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

それでは67ページ。

議案第64号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の一部が当該組合を脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。おそれいりますが、新旧対照表を併せてご参照願います。

当構成団体の山越郡衛生処理組合並びに、奈井江、浦臼町学校給食組合の解散したことに伴い、規約から削除するものでございます。

議案にお戻りいただき附則でございますが、この規約は、地方地自法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、69ページ。

議案第65号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体の一部が当該組合を脱退することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。おそれいりますが、新旧対照表を併せてご参照願います。

当該構成団体の山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、さらには、札幌広域圏組合が解散したことに伴い、規約から削除をするものでございます。

議案にお戻りいただき、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

続きまして、71ページ。

議案第66号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。北海道市町村総合事務組合の構成団体の一部が当該組合を脱退することに伴い、北海道市町村総合事務組合理約を変更することについて構成団体と協議

したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。おそれいりますが、新旧対照表を併せてご参照願います。

前議案の65号と同様に、当構成団体の解散により、規約から削除をするものでございます。

議案に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第64号から議案第66号までの提案理由と内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第64号から議案第66号までの提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第67号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第67号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第67号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

新十津川町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました議案第67号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について内容のご説明を申し上げます。

現行の新十津川町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から令和2年度を計画期間として執り進めておりますが、新たに計画に搭載する必要のある事業が発生しましたので、計画の変更を行いたいとするものでございます。

議案74ページをお開き願います。

過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後を対比して整理してございます。

変更箇所は、下線で示している部分でございます。区分の2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、事業名が（6）電気通信施設等情報化のための施設に、新たに、その他の情報化のための施設といたしまして、NTT東日本を事業主体とする高度無線環境整備推進事業を追加するもので、現在進めたいとしております光ファイバー網敷設に係る事業でございます。

当該事業を本計画へ搭載することによりまして、事業実施の際に財政的に有利な過疎対策事業債を充当することが可能となるものでございます。

なお、今回の計画変更につきましては、あらかじめ北海道知事と協議を行うことが求められておりますが、8月3日付で協議が整っておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第67号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程いたします日程第18から日程第22までの案件につきましては関連がございますので、一括して上程をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、認定第1号、令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、認定第5号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（笹木正文君） それでは認定第1号から認定第5号までにつきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今認定第1号から認定第5号まで一括上程いただきましたので、会計ごとに提案内容を申し上げます。

それでは、75ページをお開き願います。

認定第1号、令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。歳入総額72億7,516万2,804円。歳出総額70億3,038万7,633円。歳入歳出差引残額2億4,477万5,171円。うち基金繰入額1億2,046万7,171円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊でございます。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

次に、77ページをお開き願います。

認定第2号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。  
地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。歳入総額3億74万2,370円。歳出総額2億9,745万8,796円。歳入歳出差引残額328万3,574円。うち基金繰入額0円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊でございます。

次に、79ページをお開き願います。

認定第3号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。歳入総額1億1,167万7,992円。歳出総額1億1,167万4,892円。歳入歳出差引残額3,100円。うち基金繰入額0円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

次に、81ページをお開き願います。

認定第4号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。歳入総額1億7,796万1,221円。歳出総額1億7,796万1,221円。歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。

2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊。

次に、83ページをお開き願います。

認定第5号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。歳入総額3,129万3,688円。歳出総額3,129万3,688円。

歳入歳出差引残額0円。うち基金繰入額0円。

- 2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、町債の現在高と償還額、別冊。

なお、各会計決算概要につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました認定第1号から第5号までの令和元年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の各会計決算書1ページをご参照願います。

総括概要でございます。

新しい時代の幕開けとなった令和元年度の予算執行にあたっては、平成時代から掲げていた、住んでいて良かったと実感できるまち、そして、元気で魅力あふれるまちの実現に向け、第5次新十津川町総合計画及び総合戦略に基づいたこれまでの政策を、もっと前へ、もっと未来へと進めるべく、効果的な事業執行に努めました。

本町の財政状況は、北海道内の市町村の中でも上位の健全性を維持しています。本格的な役場庁舎の建替え工事が始まり、支出の規模も非常に大きくなりましたが、規律ある財政運営をしっかりと堅持し、持続可能なまちづくりに努めました。

これまで取り組んできた子育て支援、教育環境の充実、定住促進、災害に強いまちづくりなどのソフト事業を着実に実施しました。また、役場庁舎の建替え事業のほか、基盤産業である農業に情報通信技術を取り込んだスマート農業や、豊富な森林資源を活用したエネルギー供給施設の建設など、新時代に即応した技術や施設を導入する事業を展開いたしました。町民の皆さまが豊かで安心して暮らせる現代のまちづくり、そしてその先にも目を向けた充実した事業執行ができました。

歳入については、町税等の適正な課税と徴収、国、道支出金の積極的な活用、交付税算入率の高い地方債の選択、基金の効果的な運用等、有利で確実な財源の確保に努めました。

2ページ、3ページをお開き願います。

各会計別の決算の状況につきましては、2、会計別決算総括表でお示ししてございます。

一般会計歳入。予算額73億1,597万円、調定額72億8,386万8,315円、収入済額72億7,516万2,804円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額62万3,022円で、この内訳は、町民税12万3,522円、固定資産税48万7,500円、軽自動車税1万2千円でございます。収入未済額808万2,489円。内訳を申し上げますと、まず1款では町税503万9,635円で、この内訳は、町民税15万9,473円、固定資産税478万5,157円、軽自動車税9万5,005円でございます。13款では、使用料及び手数料270万1,854円で、その内訳については、使用料269万4,514円で、公営住宅駐車場の使用料、そして、手数料7,340円で、し尿汲みとり手数料でございます。20款では、諸収入34万2千円で、これは、貸付元利収入のうち育英事業貸付金収入でございます。予算に対する増減は4,080万7,196円の減、執行率99.4パーセント、収入率99.9

パーセントでございます。

一般会計歳出。支出済額70億3,038万7,633円、翌年度繰越額4,257万円。これは、土木費の河川費で大和北10号排水路整備に係る工事請負費でございます。不用額2億4,301万2,367円、執行率96.1パーセント、歳入歳出差引額2億4,477万5,171円となります。

続きまして、国民健康保険特別会計歳入。予算額2億9,852万円、調定額3億237万7,207円、収入済額3億74万2,370円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額64万9,481円は、国民健康保険税分。収入未済額98万5,356円は、1款、一般被保険者国民健康保険税でございます。予算に対する増減は222万2,370円の増、執行率100.7パーセント、収入率99.5パーセント。

歳出。支出済額2億9,745万8,796円、翌年度繰越額ゼロ、不用額106万1,204円、執行率99.6パーセント、歳入歳出差引額328万3,574円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入。予算額1億1,228万9千円、調定額1億1,161万3,392円、収入済額1億1,167万7,992円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額6万4,600円の減額、予算に対する増減は61万1,008円の減、執行率99.5パーセント、収入率100.1パーセント。

歳出。支出済額1億1,167万4,892円、翌年度繰越額ゼロ、不用額61万4,108円、執行率99.5パーセント、歳入歳出差引額3,100円となります。

続きまして、下水道事業特別会計歳入。予算額1億8,109万5千円、調定額1億7,929万470円、収入済額1億7,796万1,221円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額4,410円で、これは、下水道使用料でございます。収入未済額132万4,839円で、この内訳は、1款については、分担金及び負担金の受益者負担金、滞納繰越分122万400円、2款では、使用料及び手数料の下水道使用料10万4,439円でございます。予算に対する増減は313万3,779円の減、執行率98.3パーセント、収入率99.3パーセント。

歳出。支出済額1億7,796万1,221円、翌年度繰越額ゼロ、不用額313万3,779円、執行率98.3パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計歳入。予算額3,151万3千円、調定額3,133万2,474円、収入済額3,129万3,688円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額3万8,786円で、これは、1款、使用料及び手数料の下水道使用料でございます。予算に対する増減は21万9,312円の減、執行率99.3パーセント、収入率99.9パーセント。

歳出。支出済額3,129万3,688円、翌年度繰越額ゼロ、不用額21万9,312円、執行率99.3パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

次に、各会計の決算概要を申し上げます。

まず初めに一般会計の決算の概要について申し上げます。11ページをお開き願います。

本会計は、歳入72億7,516万3千円、執行率99.4パーセント、歳出70億3,038万8千円、執行率96.1パーセントで、差引き2億4,477万5千円の黒字決算となりました。

予算の執行にあたっては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入について大別してみますと、町税、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源は全体の26.4パーセント、地方交付税等の依存財源は73.6パーセントとなっております。

自主財源の内訳につきましては、町税5億6,884万8千円、構成比7.8パーセントほか記

載のとおりでございます。

依存財源の内訳でございますが、地方交付税31億9,521万円、43.9パーセントほか、記載のとおりでございます。

歳出の内訳につきましても、記載のとおりとなっております。

次に、204ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。ご参照いただきたいと思います。5番、実質収支額2億3,046万7,171円となります。6番では、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額が、1億2,046万7,171円、以上が一般会計の概要でございます。

次に、国民健康保険特別会計の決算の概要について申し上げます。

205ページをお開き願います。

本会計は、歳入3億74万2千円、執行率100.7パーセント、歳出2億9,745万9千円、執行率99.6パーセントで、差引き328万3千円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、国民健康保険税1億9,373万5千円、構成比で64.4パーセント、ほか記載のとおりとなっております。

歳出の内訳についてですが、広域連合負担金2億6,938万4千円、90.6パーセントで、ほかは記載のとおりとなっております。

次に、226ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。5番では、実質収支額328万3,574円となっております。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要となります。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。

227ページをお開き願います。

本会計は、歳入1億1,167万8千円、執行率99.5パーセント、歳出1億1,167万5千円、執行率99.5パーセントで、差引き3千円の黒字決算となりました。

歳入の内訳は、後期高齢者医療保険料7,758万3千円、構成比で69.5パーセント、ほかは記載のとおりとなっております。

歳出の内訳についてですが、後期高齢者医療広域連合負担金1億1,085万4千円、構成比で99.3パーセント、ほかは記載のとおりとなっております。

次に、240ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。このうち5番、実質収支額は3,100円となります。以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

次に、下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

241ページをお開き願います。

本会計は、歳入歳出共に1億7,796万2千円、執行率98.3パーセントの同額決算となりました。

歳入の内訳は、ここに記載のとおりとなっております。

歳出の内訳についても、ここに記載のとおりとなっております。

次に、254ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。一覧でご覧になっていただきたと思いますが、5番、実質収支額は0円となります。

以上が、下水道事業特別会計決算の概要でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

255ページをお開き願います。

本会計は、歳入歳出共に3,129万4千円、執行率99.3パーセントの同額決算となりました。

歳入の内訳は、使用料855万4千円、構成比で27.3パーセント、繰入金2,274万円、72.7パーセントとなっています。

歳出の内訳については、農業集落排水事業費1,157万2千円、公債費1,972万2千円となっております。

次に、264ページの実質収支に関する調書でございます。5番についてですが、実質収支額0円となります。

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要でございます。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで、監査委員より審査の結果報告を願います。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のご指示をいただきましたので、令和元年度決算の審査結果の報告をいたします。

意見書をお開き願います。1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に4、審査の結果について申し上げます。

審査に付された令和元年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認められたところでございます。

また、予算の執行及び行財政運営につきましても、総じて適切であると認められたところでございます。

次に5、決算の概要につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。

6、審査意見について申し上げます。

最初に一般会計でございますが、決算額等につきましては、記載のとおりですので省略し、中段から記載してございます意見について述べさせていただきます。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、一時的な資金不足も発生せず、実質収支においても黒字を達成しています。

総務省の令和2年版、地方財政の状況の概要によると、主な財政指標となる平成30年度の経常収支比率は全国が93.0パーセントであるのに対し、本町は平成30年度、77.2パーセント、令和元年度、77.3パーセントとなっており、平成30年度の実質公債費率においても

全国が8.4パーセントであるのに対し、本町は平成30年度、マイナス0.9パーセント、令和元年度、マイナス0.4パーセントと、いずれも財政構造の弾力性を維持してございます。

また、町税の収納率は、引き続き高い数値を維持しており、特に個人町民税の収納率が100パーセント、公営住宅使用料においても、現年度分の収納率は99.72パーセントと高い数値を示してございます。

このことは、町行政に対する町民の信頼の高さを表すとともに、徴収業務の組織的な取組の成果であると評価をいたします。

一方で、滞納繰越額の収納率は、前年から向上したものの、町税は20.93パーセント、公営住宅使用料においては16.62パーセントと低く、収入未済額は昨年から減少しましたが、ほぼ横ばいの状態にございます。引き続き、滞納者に対する納税意識の向上に努め、住民負担の公平性、公正性の観点に即して債権回収を継続されるとともに、納税猶予や処分等の執行にあたっては、新十津川町債権管理に関する条例に基づき、粛々と遂行されることを期待します。

次に特別会計でございしますが、決算額等につきましては記載のとおりでありますので省略し、後段に記載しております意見について述べます。

各特別会計においては、より一層、経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたいというふうに思っております。

最後にむすびとして述べます。

平成から令和へと新たな時代を迎え、本町においては新庁舎の建設が本格化する一方、札沼線新十津川、北海道医療大学間の廃止が決定するなど、大きな時代の流れを感じる一年となりました。

昨年12月に確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に拡大し、国内においても北海道がいち早く緊急事態宣言を出すなど、住民の生活と経済に大打撃を与え、現在に至ってもなお感染の拡大防止に予断を許さない状況です。

北海道の緊急事態宣言の期間は、2月28日から3月19日までの3週間で、学校を休校するなどの措置により感染リスクの低減が図られ、その間、外出の自粛が行われたものの、本町における令和元年度の予定事業については、年度末ということもあり、大きな影響はございませんでした。

令和2年度は、多くの行事などが中止せざるを得ない状況となりましたが、住民に対しては、新型コロナウイルスの感染を予防するための新しい生活様式の持続化について理解を求め、啓蒙普及に努めていただきたいと存じます。

また、昨年は、本州方面において台風等による甚大な被害が多く発生しました。道内においては、自然災害等の大きな被害はなかったものの、今後においても、引き続き、必要と思われる施設設備の整備を進め、町民の安全、安心の向上に努めていただきたいと願っています。

本町の財政は、本年度においても黒字が保たれ、健全性が維持されていることを評価するとともに、令和2年度は国内経済に大きな懸念があることから、今後においても、国内外の社会経済環境をはじめ、大きな時代の流れを見誤ることなく的確に読み取り、組織の現状分析、改善を持続的に展開しながら、住民福祉の充実と向上を最優先とし取り組んで

いただくことを申し上げ、結びとします。

以上で、令和元年度決算の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言を願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査について、本日の日程第2で議会運営委員長より、決算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がございました。

本件につきまして、議会運営委員長報告のとおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の構成についてですが、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く10名ということで決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の構成は、議長を除く10名と決定させていただきます。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

この後、休憩をいたしますので、休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、14時5分まで休憩といたします。

(午後1時52分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後2時05分)

○議長（笹木正文君） 休憩中に決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に鈴木康裕君。副委員長に村井利行君。以上のとおり互選された旨の報告がございました。

ただ今上程いたしております認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託すること

に決定いたしました。

---

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第23、報告第5号、令和元年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第5号、令和元年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

健全化判断比率。

実質赤字比率、バー。

連結実質赤字比率、バー。

実質公債費比率、マイナス0.4。

将来負担比率、バー。

内容につきましては、別添の健全化判断比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より審査の結果報告をお願いいたします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長よりご指示をいただきましたので、令和元年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査意見を申し上げます。

審査意見書をご覧ください。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めるところでございます。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、令和元年度の一般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は、算出されてございません。

次に、連結実質赤字比率ですが、早期健全化基準は20パーセントとなっておりますが、令和元年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は算出されてございません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は、25パーセントとなっておりますが、令和元

年度の実質公債比率は、マイナス0.4パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、早期健全化基準は350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は算出されてございません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第5号、令和元年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第24、報告第6号、令和元年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第6号、令和元年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

資金不足比率。

特別会計の名称、資金不足比率に順次申し上げます。

下水道事業特別会計バー。

農業集落排水事業特別会計バー。

内容につきましては、別添の説明資料4ページ、資金不足比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より審査結果報告をお願いいたします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） それでは、令和元年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査結果について申し上げます。

審査意見書をご覧ください。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、

記載のとおりでございます。

次に審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところでございます。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は20パーセントとなっておりますが、令和元年度の実質収支額はともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第6号、令和元年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

それではここで、午後6時まで休憩といたします。

(午後2時17分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

今日は、議会初の試みとして、夜間議会ということになりました。本当に大変暑中、私の立場からも議会傍聴、本当にありがとうございます。

そして、その暑さも今この議場も30度を超えている状況であると思います。午前中も議員の皆さま、そして、理事者、監査委員、そして、管理職の皆さま、上着をとって会議を進めてまいりました。この後も上着を外して、そして、会議に臨んでいただきたいと思いますので、それはそれぞれ自分で判断していただきたいと思います。

それでは、再開いたします。

(午後6時00分)

---

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第25、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に4番、鈴木康裕君。登壇の上、発言をお願いします。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、私は町長に一般質問をさせていただきます。

表題は、ウィズコロナ、アフターコロナ状況下の新十津川の諸行事再開についてであります。

まず初めに、用語の説明をさせていただきます。

ウィズコロナとは、新型コロナウイルスとの共存共生社会という意味で使われており、また、アフターコロナとは、新型コロナウイルスが終息した未来をさすようでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスが中国の武漢で発生して以来、世界中で活動が自粛され、本町でも種々の行事が中止されてきました。道内では、七飯町の町議会議員が2月に感染し、定例議会の開始が1週間延期となったり、道議会も代表質問が6日間から2日間に短縮されました。本町でも3月の第1回定例会では一般質問が行われませんでした。

また、主な行事では札沼線廃線イベント、陶芸まつり、児童生徒母村交流事業、ピンネシリ登山マラソン、130年記念人文字アート、ふるさとまつり、長寿を祝う会などが中止となり、開町記念式典は規模を縮小して行われました。また、今後も9月の子育て講演会、10月の味覚まつり、町民音楽祭、さらには、福祉のつどいが中止の決定をされています。

一方、内閣府が8月17日に発表した、今年の4月から6月期の実質国内総生産GDPは、年率換算で27.8パーセント減、本日28.1パーセント、0.3パーセント更に下方修正されております。戦後最悪のマイナス成長となり景気が再び悪化するとの予想があります。

新型コロナウイルスが弱毒化してきているとの報告もあり、現在の状況下での活動再開、経済支援などが急務の状態と私は考えます。

そこで本町では、諸行事をどのような状況になれば再開するのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

質問の中でも触れられておりましたとおり、新型コロナウイルス感染症は世界中に猛威をふるい、尊い命を奪うなど感染症の恐ろしさをまざまざと感じております。

改めて亡くなられた方にご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染者の方々には心よりお見舞い申し上げます。

本町においても感染防止の観点から、状況に応じての適切な対応を考慮し、開町130年の節目のイベントや公共施設の一部使用中止や制限をさせていただいたところであります。

現在、新型コロナウイルスの弱毒化の傾向の報告はあるものの、今もなお亡くなられる方がおり感染拡大の懸念もありますので、決して油断は出来ないものと考えております。

したがって、新しい生活様式はしばらくの間は常に対応していくよう心掛けなければなりませんので、引き続き町民の皆さまのご協力をお願いするところであります。

経済支援策が急務ではないかとの質問であります。4番議員のおっしゃるとおりGDPのマイナス成長による景気の先行き不安が全国的に報道されたところであります。

これに対し地元を向けますと、金融機関による地元企業への調査においては、新型コロナの影響による売上変化がないとの回答が約44パーセントと最も多く、これに売上減少3割未満及び売上増加の回答を見ますと約70パーセントにのぼることから、景気の落ち

込みについては全国と地域の実情を一概に比較することはできないと捉えております。

一方で、売上減少3割超えの回答も約30パーセントと決して少ないとは言えないことから、本町においては商工会と連携をしながら事業者の実情に沿った適宜の経済対策を打ち出してきたところであります。

ご承知のとおり、観光イベントの開催は町外からの来客を取り込むことができ、町民の参画を含めまちを元気にする一面があることは間違いないと考えておりますが、一方、開催できないことによる町内経済への直接的な影響は、過去の実績から見ても一定程度におさまるものと捉えておりますので、イベントが開催できないことに対する経済支援策は考えてございません。

次に諸行事の再開についてであります。新北海道スタイルを徹底した中で再開できるものは既に再開をしております。ちなみに、ゆめりあ部会はほとんど再開をしており、ゆめりあ生甲斐ホール事業は定員を170人までの入場制限をした中で利用可能としてございます。行政報告に記載しておりますが、9月2日にはふるさと学園大学4講目の予定が実質1講目としてスタートをしたところ、104人の受講者にお越しいただいたところでもございます。

次に、観光イベントにつきましては、町観光協会やふるさとまつり実行委員会においてそれぞれ主催され、町は共催者または後援者の立場で開催経費や運営等を支援をしております。

このことから、本町の観光イベントにつきましては、主催団体と町が緊密な連携をして実施をしてきた経緯がございますので、今般のコロナ禍におけるイベント開催の可否に関しましても、主催団体と町とで検討協議の上、開催の可否を慎重に判断をしてきたところであります。

今後におきましては、行事再開における本町独自の基準はございませんが、国が示すイベント開催制限の段階的緩和の目安や各イベントの入込み実績との比較のほか、近隣市町や道内各地のイベントの開催動向も踏まえ、町民の皆さまの生命と健康を守る観点から総合的に考え、主催団体とも協議を重ね開催の可否を判断していく考えであることを申し上げ、4番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 丁寧な答弁まことにありがとうございました。

ご存じのとおり、新十津川町は北海道内の自治体であり、国の指針並びに北海道が示す基準、指導に従うのが大原則であります。原則を守ろうとすると、どこの市町村もいつまでも横並び又は周りのどこかがやればうちもやろうか、そういう考えになります。そうすると永久にどっからも何か行事を再開しようとする動きが起こってこないのではないのでしょうか。

そんな状況にありながら、唯一、新十津川で行われた行事があります。そうです4月8日、9日に十津川警部のロケが本町で、まさにここ、この議場で9日の午後1時から6時頃まで5時間にわたって強行されております。

日付は4月10日ですけれども、ここに北海道から鈴木直道知事のメッセージということで、皆さんのご家庭にも配られておるとお思いますけれども、10日ですけど9日に皆さん所

へ、役場には当然来てるもんだと思います。

この中にですね、当然、密閉、密接、密集、この3条件が同時に重なった場合は、クラスターの発生リスクが高まります。道民の皆様、事業者の皆様には、こうした場を避けるための取組の徹底をお願いいたします。一軒一軒に配られたこのプリントにそう実際書いてあります。

まさにこの議場でのロケは、密閉、密接、密集。議員の皆さんは、このクラスターが発生するかもしれない状況の中のロケを皆さんしっかり覚えていると思います。

さらにこの時期の感染者数の推移を見てみます。

議会LINEで連絡をもらいましたが、一たんロケが白紙撤回されたのが3月31日。北海道のCOVID-19による感染者数は、その時期の最低人数38人でありました。そこから感染者数が徐々に増えていき、4月1日42名、2日も同じく42名、3日、4日は43名、5日44名、当初のロケ開始予定日6日42名、7日46名、ロケ開始日8日53名、議場ロケ9日67名、10日70名と徐々に感染者数が増えております。

3月31日に一度白紙撤回をしておきながら、感染者数が増えていく中あえてロケを強行したのは一体なぜなのでしょう。

今後の推移を見ていきますと、5月2日には今までの北海道の最大感染者数499名を記録しております。ちなみに、最新の北海道の感染者数は昨日9月7日85名であります。全国では現在7,868名、重傷者数209名、北海道は2名であります。死亡者数1,362名、北海道は105名です。そして、1人が何人にうつすかっていうのが、今現在、全国で実行再生者数が0.81、北海道が今0.83で、前日より0.07とちょっと上がってるんですね。

もう一度戻ります。

私が町長にお聞きしたいのは、この4月8日、9日の十津川警部のロケを再開した基準、状況、条件は何なのか、どういう点でロケをしてよいと判断されたのか。そして、最終的にG○サインを出したのは一体どなたなのか。

近隣のある市長さんは、こう言っておられました。今日、傍聴に来られてる議員さんの市長さんです。「熊田さんはこの状況で度胸あるなあと、大したものだ、俺は真似できない。」絶賛しておりました。

最終判断を下したのはどなたなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

今ほど4番議員から十津川警部のロケは、どのようなことで、誰が判断をしたのかという質問でありました。

この十津川警部のロケにつきましては、今ほど4番議員がおっしゃったとおり、この議場で、議員各位をはじめ、また、町民の皆さん方のご協力をいただき、ロケは4月5日から9日までの5日間実施をいたしました。

この4月5日から9日までの間でありますけども、今北海道の知事のチラシの中での質問がございましたけれども、注意勧告のいわゆるチラシでございます。これは、もうずっとそのことは最初の北海道での緊急事態宣言をしてから、その3密を防ぐ、手洗い、うがい、そういった励行を進めるという意味の注意勧告のチラシということで受けとめてござ

います。

その中で、まず緊急事態宣言、鈴木知事が発しましたけども、最終的には3月19日に一度、宣言を終了しております。そういった状況の中であったということ、まず一つ押さえていただければというふうに思います。

ですから、4月5日から9日までの間は、北海道では徐々に感染者が増える傾向にありましたけれども、全体的には一時落ち着いている、小康状態ということで押さえてございます。

そういった中でロケの判断は誰がしたのかっていうことでありますけれども、いろいろこの町の状況、北海道の新十津川の状況ということでは、当然、そういうテレビ局側からどういう環境になっているのかっていうこと、つぶさに調査がございましたけれども、最終的にはテレビ局側の判断で実施ということになったわけでございます。

当然、町もその誘致、そのテレビのロケを誘致したいということで言っておりましたから町も関与しておりますけども、最終的な決定判断はテレビ局側ということになってございますので、そのことはご理解をしていただきたいというふうに思います。

テレビ局側は、そういうように北海道に来て、万が一この感染があってはならないという思いでしっかり感染拡大を防止した中で新十津川にも十分配慮をする、そういった気遣いをしていただいた中で撮影をしていただいたところでございます。

この4月9日の撮影を終えたあと、今北海道の事例を発表いたしましたけども、東京都の方で多く感染者が発生し、4月12日に国から緊急事態宣言が発せられたわけですので、ぎりぎりのタイミングの中で何事もなく無事に撮影が終了したというふうに受け取ってございますので、そのことを申し上げ、4番議員さんの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 実際、ロケはこの議場で行われました。私の後ろに座ってる長谷川議員を除く10名、10名の現職議員がこの議場ロケに参加しました。私ももちろん参加させていただきましたが、当然自席であるこの4番席に座って撮影を待っておりました。そうすると、村川監督が私の所へ来て、こう述べられました。犯人役は反対の入口から、長名さんの方からですね、猟銃を持って入ってくるから、あなたはそれを見て一目さんにこちら側のドアから逃げてくださいと。リアリティーを出すためにも真剣に演技してくださいと、こう言われました。で、私はその時、入ってくるなりですね、小心者で逃げ役にぴったりなのはこいつだと、私を見抜いた、その心眼にただただ感服しておりました。ロケの時は、真剣に私は犯人役が入ってくるなり慌ててですね、ここで一回転をしたんですよ。一回転をして、こちらからのドアから逃げると、そういう迫真の演技でこの議場を去りました。時間にしてわずか20分余りでしたが、ここにありますテレビ朝日タオル、粗品をもらいましてね、他の議員さんがまだ撮影している中、ドラマの放映を楽しみに先に帰宅したわけでございます。あとでほかの議員に聞いたところ、撮影は午後6時頃までかかり、ずっと中腰で足腰が痛くて大変だったと、そうおっしゃった先輩議員もおられました。7月26日に放映がありました。多くの皆さんは画面で私は確認をさせていただきましたが、自分の姿は最後まで確認できませんでした。私の演技が村川監督の期待にそぐわなくなっ

たのでカットされたと、そういうふうに思います、非常に残念でした。

そのことはさておき、議場で現職議員が人質にとられたシーンをもう一度ビデオを見ながら調べてみました。その数12シーン、合計88秒議員の皆さんが映っていました。5時間の密閉した空間のロケで使われたのがたったの88秒。かたや、新十津川警察署長役の熊田町長は10シーンで合計110秒、約2分間の出演で「ご苦労様」ですね、台詞もございました。ロケは警察の対策本部のシーンが主で、撮影はテントの中、基本的には風通しのよい屋外でした。そして、皆さん最後のエンドロールまでご覧になったでしょうか。台詞のあった町長は最後に役者の紹介と同じく熊田義信の名前がテロップに映し出されてきました。そのあとには、協力、新十津川町の皆さんと、一緒くたにひっくるめられてしまいました。この差はいったい何なんでしょうか。

それと、ちょっとうがった見方かもしれませんが、こうおっしゃった方がおります。「町長の人気取りのために議員が感染リスク、生命の危険にさらされていた」と。実は私は、ロケで5時間も3密の状態だったと聞いて、9人の現職議員は感染の可能性はあるなとずっと思っていました。そうすると感染してないのは20分しか議場にいなかった私と、撮影に参加しなかった長谷川議員だけだと。議会運営そのあとですね、やはり2人となると長谷川さんが臨時の議長と、平の議員は私1人、まあ、こんな感じかなと、これからの新十津川町議会は長谷川さんと俺のものだと、こう思いました。

しかしながら、私の思惑どおりにはならなかったと。

○議長（笹木正文君） 鈴井議員、質問内容に移ってください。

○4番（鈴井康裕君） はい、すいません。

皆さんの免疫力がはるかに高かったという、そういう事実であります。4月9日からの2週間ドキドキしながら過ごしていましたが、結局誰一人としてウイルスに感染したものは出なかった。まさしく、新十津川町民の免疫力の高さが証明されたわけでございます。

このロケにかかわる予算措置、新十津川魅力発信事業の当初1,400万円、本日修正で1,125万がむだにならずに済んだと、本当にほっとした次第でございます。ただ、1,125万円かけたけれども経済効果はどうかと、この辺が検証されていません。十津川警部の新十津川の視聴率、ちょっとわかんないですね、今日、行政報告で関東で9.7パーセント、北海道で10.7パーセントという発表がありました。新十津川での視聴率ちょっとわかりません。

そこで提案があります。新十津川町の全世帯に十津川警部の視聴に関するアンケートしてほしいと思います。あなたの家庭では7月26日に十津川警部をテレビで見ましたかと。これを集計すれば新十津川の視聴率が世帯ごとですから分かると思います。で、ビデオに撮りましたかとか、そのビデオは何回見ましたかと、半沢直樹なんか見てないですよと、高橋英樹と堺雅人のどちらが好きですか、高田純次と香川照之ではどうですかと、あなたはロケに参加しましたか、参加したあなたはテレビで確認できましたか、何秒映ってましたか、町長の演技はどうでした、上手だった、下手だったと、

○議長（笹木正文君） 鈴井議員…（聞き取り不能）

○4番（鈴井康裕君） はい。

もし、集計で下手だったとなったら、1,125万、自腹で払ってもらいたいです。すいません、冗談です。

しっかりとアンケート取って検証していただきたいと思います。

本題からかなり外れてしまいました、申し訳ありません。本当は折り込みチラシにあるように、コロナの影響で中止している行事をどうしたら再開できるか議論したかったんです。今日はいかんせん初めての夜間議会、時間に制約があります。通常は1時間の持ち時間があるのですが20分程度とせよと議会運営委員会の努力目標を伝えられております。しょっぱなから破ってしまいました、あとに続く方ごめんなさい。

この定例会が終わると稲刈りがあります。そして、大体の農作業が終わったら私は2週間入院する予定です。時間が十分ありますので、しっかりとコロナについても一度勉強してきたいと思います。

ここにあります岩波新書「コロナ後の世界を生きる－私たちの提言」として24人の識者が執筆しております。今回の定例会までには読破できませんでした。12月の定例会で再度一般質問ができるよう勉強してまいります。必ずこの場に帰ってきます、そのときは町長、改めてよろしく申し上げます。以上です。

○議長（笹木正文君） 質問は。

○4番（鈴木康裕君） 以上です。

○議長（笹木正文君） ないんですか。

○4番（鈴木康裕君） …（聞き取り不能）

○議長（笹木正文君） 答えは、答弁は。

○4番（鈴木康裕君） どちらでもいいです。

○議長（笹木正文君） いや、質問した以上、どうしますか。

○4番（鈴木康裕君） いや、答えは欲しいです。

できれば、…（聞き取り不能）

○議長（笹木正文君） それでは、答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 4番議員の再々質問にお答えをしますが、質問の趣旨という部分では、いろいろこう幅広くなっていた関係もあって、まずあの端的に言いますと、視聴率を町民に調査してはどうかということは今質問の中にありましたが、そのことは経済効果を求めるためという趣旨であったというふうに受けとめております。そういうことから考えますと、今のこの行政報告で言いました関東付近で9.7パーセントの視聴率、そして、北海道で10.7パーセントの視聴率ということは、非常にテレビ局側からいうと、非常に高い視聴率であったというふうに受けとめております。

そして、今回の十津川警部のラストランの、いわゆる前宣伝、番宣なり、そういったことを考えると、この名前、十津川警部のラストラン。いわゆる、新十津川を舞台にということが数多くこの番宣で周知をしていただきましたし、この2時間ドラマという長さの中で、新十津川とこの十津川警部、まさにこのつながった状況の中で、この新十津川を広く全国にアピールできたこの番宣の力、いわゆる、テレビの力ということは、この1,000万だとか2,000万ということではなく、もっと私はそういう部分で計算はできませんけれども、それ以上に値をするものが一つあります。

そして加えて言いますと、新十津川のこの議場にしても役場庁舎にしても、新十津川駅にしても札沼線についても、このテレビ放映によって、財産としてこの新十津川のそれぞ

れの記憶、記録に残るものが残ったものはかけがえのないものであるというふうに受けとめておりますので、経済効果という部分以上に、いろんな形の中で大きな効果が現れているというふうに考えてございますので、町民への特にそういうアンケートはするつもりはございませんので、そのことをお答えし4番議員の再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

次に、10番、安中経人君。登壇の上、発言を願います。

〔10番 安中経人君登壇〕

○10番（安中経人君） ただ今議長からお許しいただきましたので、私は、高度無線環境整備推進事業の運用についてということで、町長に質問をしたいと思っております。

このことについて、国の第二次補正予算で新型コロナウイルス感染症対策として、国は予算額502億円が措置されたところであり、町はこれを活用し整備したいとの説明を7月に概略説明を受けたところであります。

本町における高速情報通信整備、いわゆる光回線は、平成25年市街地域を中心に普及させ、現在カバーエリア85.13パーセントの普及率になっている。今回の計画は無普及エリアを解消する目的であり、全町すべてのエリアにおいて光回線の利用が可能となることから、念願の高速通信インフラ整備が叶うところと認識するものであります。

整備の利点は、少なくとも通信回線からの家庭内電気器具の故障及び、これは雷サージによる家庭内電気器具の故障及び火災災害から守られることなどが従来の通信回線との大きな違いがあります。最も重要なことは、大容量情報収集並びに情報の双方向のやりとりができることが大きなメリットであります。

これらの大きな特徴を生かし高速情報インフラを活用し、町としてどのような政策展開を考えていくのか。また、事業執行における支出行為についてNTTという民間会社に対する法的根拠があることから、次の点について町長の考えについて伺いたい。

一点目は、概算総事業費合計の補助裏2億1,200万円についてNTT側と案分とあるが、民家への負担行為について法的根拠に守られている根拠について、どのように考えているか伺います。

二つ目として、具体的事業工期と事業費について、整備を早急に進めるためNTT側との協議経過について、現在どのような状態になっているかを伺いたい。

三つ目は、今回の整備において通信環境が整備されたことにより、これをもってどのような施策を新たに考えているのか、対住民との接点の新たな取組などいろいろ考えられることからこの点について。

以上3点、町長に答弁についてお願いするところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、10番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、町民有志の方による誘致活動によって、平成25年8月に中央地区を中心にNTT光ファイバーのサービスが実現したところであり、引き続き、農村地区への整備についてもNTTへ要請をしてまいりましたが、採算性の面で実現には至りませんでした。

何とか光ファイバーを代替する環境を整備出来ないか検討を進め、広域無線通信方式や

携帯電話の電波を活用したブロードバンド環境の整備を検討してきたところでありました。

この春、国のICTインフラ地域展開マスタープランが改定され、光ファイバー未整備世帯の大幅解消を目指す目標年次が2023年度から2021年度へと大きく前倒しされました。

これに連動して、国の補正予算によって積極的な財政支援制度が整備され、町の費用負担が大幅に抑制できる見込みとなったことから、これまでの取組方針を転換し、光ファイバー網敷設エリアの拡大に取り組むこととしたものでございます。

まず、ご質問の一点目、NTTへの負担の法的根拠についてですが、今回の高度無線環境整備推進事業については、自治体が光ファイバー網を直接整備する場合と民間通信事業者が整備を行う場合の2つのパターンが想定されております。

町が整備の実施主体となる方が民間通信事業者であるNTTが整備するよりも補助率が高く、イニシャルコストを低く抑えることが可能となっておりますが、整備後のランニングコストや将来の更新費用負担が発生するため長期的に割高になることが予想され、また、NTTにおいても管理面から直接事業を進めたい意向もありますので、本町はNTTを事業主体として整備をする手法を選択したところであります。

質問にありますNTTへの負担に係る法的な根拠についてであります。結論から申し上げますが、そういった法的根拠というものはございませんが、今なお光ファイバーが敷設されていない区域の整備に関して、国は工事費の一部を自治体が負担をしない限り民間資金だけでの整備はこれ以上困難であると判断しており、今回、自治体がNTTに対し費用負担しやすいように手厚い財政支援制度を構築してございますので、本町はその仕組みに則り事業を進めようとするものでございます。

次に、質問の二つ目。事業費、NTT側との協議経過についてであります。

今回の光ファイバー整備事業に地方創生臨時交付金が措置されることになったことに伴い、多くの自治体がNTTを事業主体とした方式での整備を希望をしているようで、NTT側の作業に遅れが生じ具体的な打合せが進んでいない状況にあります。現段階における本町の概算負担額につきましては約2億1,600万円と伺っており、9月下旬に事業申請を行う予定として準備を進めているとのことでございます。

自治体がNTTへ負担する場合には現在内示されている地方創生臨時交付分とは別に一定割合の地方創生臨時交付金が措置されることとなっており、さらに、交付金では賅いきれない部分については過疎対策事業債の光ファイバー整備特別分が措置される仕組みとなっており、実質的な町の負担は従前に比べてかなり小さなものになる見込みとなっております。

光ファイバー整備に必要となる予算につきましては、本定例会に補正予算として付議させていただき予定としておりましたが、NTTの対応が遅れていることから、今回は見送ることとさせていただき、事業の詳細が固まった段階で補正予算を付議させていただき予定としてございます。

工事の着手も想定していた時期よりも遅れる見込みとなっておりますが、国の財政的な支援制度を活用しての整備であることから、次年度末までには整備を終了させなければなりませんので、可能な限り速やかに進めて参りたいと考えております。

次に質問の三つ目、光ファイバーの整備によるメリット、新たな施策についてですが、無線通信によって一定の通信環境を享受することは可能であります。やはり通信

容量に制限がなく安定的に通信が可能となる情報基盤が構築されるということが一番の効果ではないかと考えております。AIやビッグデータ、人を介せずモノがインターネットにつながる「IoT」などといったICTの利活用は、地域の課題解決や地域経済の活性化に大きく役立つと期待されるものでありますが、今の段階でどの時点でどのような取組を進めていくことは決まっておられませんので、今後、次期総合計画の策定作業などに合わせて具体化させていきたいと考えております。

現時点で思い描くことのできる範囲だけでも、双方向性の通信特性を生かし単身高齢者の見守りやスマート農業分野においても、大容量かつ高速での情報通信ネットワークの構築が必要とされており、光ファイバーの整備が待たれております。

また、現在、新型コロナの感染予防対策として、オンライン診療が時限的、特例的に緩和をされておりますが、今後様々な検証を経てますます広がりを見せていくものと思われ、医療分野での活用も期待されているところでございます。

加えて今回、国がこの事業を加速させた目的の一つが、子供たちへの教育という観点であり、子供たち一人ひとりが学校教育の場で、あるいは在宅学習の場で個別に最適な学習環境を享受できるようになっていくものと考えております。

このほかにも公衆用のWi-Fi環境整備やワーケーションへの取組など様々な活用方策が考えられますので、町がおかれた課題をつぶさに見つめ、活用の方策を見出していきたいと考えていることを申し上げ、10番議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 大まかに今の町長の答弁だと、工程的には若干遅れているということが理解したわけですが、この質問に入ったということで、少し私もフライングごみで、期待感を持って再質問をしたいなど。

それは、現在これまで光回線、既加入における経過があると思うんですが、一層の促進を図るために対象住民に対する費用の助成について考えていかなければいけないのかなど私は思っております。また、公平感がありますけども、既存の普及エリアの未加入者、これらについてやはり公平感を持って、やっぱり行政としては対応していかなきゃいけない。それらについて、個人の負担に対する一定の普及率の向上を考えたときに、そういう財政出動は考えられるのかどうか。大変、まだ予算も組んでない中から答弁難しいと思っておりますけども、その辺触りだけでも結構ですからよろしく願います。

あと二点目なんですけども、例えば、この整備がなされたあと、現在、今新しく更新されようとしているデジタルの行政無線、それから、光回線がもし計画されて実施されていくとオンライン環境が整う行政無線、それから、オンライン環境、それから、従来、長年町が行ってきた紙ベースの広報誌と合せて住民に対する周知環境というのは大幅に充実してくるわけなんですけども、これらについて、こういう環境の中から行政サービスが非常にフットワークが良くなるということで、これらについて、更にその辺の増強について、どういう具合に考えているかという点も合わせて2点願います。

○議長（笹木正文君） それでは二つということで、町長。

○町長（熊田義信君） それでは、10番議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、加入促進に向けての支援策について、どう考えているのかということでござい

ます。先ほども答弁のとおり、今後の行政サービスの展開を考えたときに、通信データ量に制限のない光ファイバーサービスは、町民の皆さんにぜひとも加入をしていただきたい、そういう基盤であると考えております。

とりわけ、教育の現場における情報基盤の整備は喫緊の課題と捉えており、町では自宅でのオンライン学習に必要な資機材の準備を進めているところであり、児童生徒がいらっしゃるご家庭の皆さまには、もし事情が許すものであれば、自宅に居ても学ぶ機会を享受できる通信環境をあらかじめ整えておいていただければと考えております。

こういった背景を踏まえ、このコロナ禍の新しい生活様式に取り組んでいく一つのステップとして、町民の皆さまにはぜひとも早い機会に光ファイバーの設置のしていない方には導入を進めていただきたいと考えており、その支援方策として、新たに光ファイバーが敷設されるエリアのご家庭、既に敷設されているエリアにお住まいのご家庭、両方を対象に光ファイバー接続の申込みに際して、一時的に必要な諸費用の一部を助成をしていく考えであることを申し上げます。

次に、防災無線とオンライン環境等が整うことにある行政サービスが大きく変化する中で、どのように対応をしていくのかということでございます。

まず、防災行政無線は情報の流れが一方通行であり情報量も限られることから、現在も機器の点検を兼ねて行っております住民の方の応答が不要な各種行事のお知らせや、啓蒙情報が主になるわけでございます。一方、光サービスは通信容量に制限がありませんので、多くの情報を提供する場合や、住民と行政の間で双方向のやりとりのあるサービスに利用されていくこととなると考えております。

いずれにいたしましても、それぞれの機器仕組みをもつ特性がありますので、それを十分に生かした中で活用を円滑に進めてまいりたいと考えてございます。

今後に向けましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、来年度策定をいたします次期総合計画の中で具現化する事業を計画してまいりたいことをお答え申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問は。

いいですか。

それでは以上で、安中経人君の一般質問を終わります。

次に、7番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき町長に一般質問をさせていただきます。

表題は、新型コロナと共存していくための放課後児童クラブの受入れ情勢についてでございます。

国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認された本年1月16日以来、未だ感染症の終息が見えず、この間、世の中の経済活動や社会活動は大きく変わりました。

本町においてもあらゆる面で影響を受けましたが、経済活動に対しては事業者への直接的支援に加え、町民への給付金等の交付で町内の経済活動の下支えを促しました。一方、行動制限は感染予防の観点から緩和できない状況が続きました。

緊急事態宣言解除後、徐々に日常生活が戻りつつある中であっても、感染症発生以前と

同様の生活ではない、新たな生活様式が求められています。新型コロナと共存していくため町が行う事業にも新たな取組が必要だと考えます。

今回私は、放課後児童クラブの児童の受入れ体制について質問をさせていただきます。

小中学校の臨時休校中、4月1日から開所した本町の放課後児童クラブは、対象者を医療従事者等に限定し、10名程度しか受け入れない体制をとりました。放課後児童クラブは誰もが利用できるものではなく、町長の承認を得て登録している児童に限って利用できる施設です。言い換えれば、臨時休校になった際には、保護者が仕事を休むか、一人で留守番させるしかない状況になる子供の大切な居場所です。今後再びコロナ禍により臨時休校する状況になった際には、放課後児童クラブでの児童受入れ態勢を強化し、保護者の職種に関わらず児童の居場所を確保し、子育て世代全般の就労を支えることが必要だと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、7番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

放課後児童クラブは、7番議員さんのご指摘のとおり、一定の時間、安全な遊び場や生活の場として提供し、子供たちの健全育成を目的としております。

保護者が就労されている方にとっては、家庭的機能を補完した有効な施設として活用していただいております。私も、子育て支援の充実を図る観点から力を注いできたところでもあります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に対して的確な感染症予防対策を講じながら、子供たちを安全かつ安心をもって受け入れることを優先して考える必要がございます。そのことから、4月の臨時休校期間における放課後児童クラブの受入れについては、職員が保護者に連絡を取り、一定職種の利用者に制限することをご理解いただいたところであります。

ご質問にあります、今後、再度のコロナ禍により感染者数が増加し臨時休校を実施する状況になった際の放課後児童クラブの開所の考え方についてであります。臨時休校をする状況ということは、感染リスクがかなり高い状況であることが予測されます。その中で放課後児童クラブを定員通りの児童を受入れ集団で活動することは、感染リスクを高めることにつながるものと思われまます。このような場合は、国からの通知である収容率50パーセントに従い、放課後児童クラブの定員40人の50パーセントの20人に制限をし、感染リスクを極力抑えて対応していくことを考えております。

したがいまして、コロナ禍の場合において、子育て世代全般の就労は支えることはできず、医療、福祉、保育などに限定した対象者の利用となることを考えており、そのことをご理解願いたいと思ひます。

今後も保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解とご協力をお願いし、安全に安心して利用いただけるよう職員一丸となって対策に取り組み、放課後児童クラブを運営してまいることを申し上げ、7番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 再質問させていただきます。

再質問は、厚労省が3月頃から頻繁に排出しました事務連絡や通知の中から、放課後児童クラブにおいて緊急時の場合には、受入れ面積、受入れ場所をかなり柔軟的に拡大をして、そして、支援員という人員の体制も資格に対して、それもかなり緩やかな放課後児童クラブを運営できるようにという通知が、依頼文が来ておりますので、そのことに鑑みて2点お伺いしたいと思います。

緊急時において、児童の受け入れ態勢を強化するためには、利用面積の要件緩和、それと、支援員の人員の体制が確保ができなければ、子供を受け入れる万全な体制をとれるとは言えません。そのためには、厚労省の中からですね、新型コロナウイルス感染症防止のための小学校などの臨時休業に関連した、放課後児童クラブ等の活用による子供の居場所の確保についてという通知が3月には出ております。その中にはやはり開設場所、人員確保、柔軟な対応とありましたので、そこから本町でも対応できる可能性がある2点についてお伺いしたいと思います。

本町の放課後児童クラブは、登録、町長今おっしゃったように40人定員ですが、実際には年間利用登録をしている児童がすべて利用しているわけではありません。実際に利用している児童は、令和元年度で1日当たりの平均、平日で17.2人、多い月で26.9人です。放課後児童クラブを開設するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行いながら、この平均的な利用人数を受け入れられる体制をとる術はなかったのでしょうか。

厚労省が示していますその2点ですが、例えば、本町でも対応できる点としましては、開設場所、利用できる面積を拡大する方法について、利用できる面積を拡大する方法についてお伺いたします。

例えばとして三つあります。

一つ、緊急時には青年会館1階も放課後児童クラブとして利用をする。

二つ、青年会館2階にある青年協議会事務所として使用している研修室、調理実習室、和室を改修し、新たに放課後児童クラブの活動室と静養室を整備する。

三つ、学校の教室を利用する。

また、厚労省が示した2点目ですが、支援員や補助員などの人員を確保する方策についてですが、厚労省が示した内容ですと、教員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合は、放課後児童支援員や補助員として良い。また、教員免許状を持っていない学校職員も、職員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合は、補助員として良いとしています。また、午前中は放課後児童クラブを学校で実施し、教職員が見守りをする、午後は児童館へ移動し、放課後児童クラブ支援員が担うという例も示しております。

政府から、子供の居場所は各自治体には柔軟な基準緩和、設備の基準の緩和をして受け入れ体制を整えてくださいという依頼が出ておりますが、そのあたりに対しまして、面積緩和、応援体制の構築を緊急時に対応できるように検討しておくことが大事ではないかと思いませんか、この2点についてお答えいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） まず、7番議員さんの質問にありますように、子供の居場所という部分では大切であるというふうに受けとめております。

そういった中で、放課後児童クラブの活用と保護者の理解の中で、子供の居場所が家庭にできるかということの相談をしながら対応させていただいていることを、先ほど答弁をさせていただいたわけでございます。

今ほど質問中に、児童館の1階、2階、そして、和室、いろんな場所を有効に活用できないかということでもありますけども、まず、2階の和室なり青年会館の場所については、放課後児童クラブの、いわゆる活動の場所として、今もその場所を幅広い形の中で活用している場所になっておりますので、そのことについては、現在もその場所は有効に活用しているというふうになります。

1階の場所については、今、児童館の活動場所になっております。その活動場所をするというふうになりますと、今ほど質問にありました支援員、いわゆる、人の対応が必要になってまいります。それと、いろいろ時間の制約など児童館の利用がどうなっていくかということも見極めなければなりませんので、すぐさまそのことを利用場所にしていくという判断にはなかなかかなりづらいということになっておりますから、2階の場所の中で限られた人員をどれだけ確保して、保護者の子供の受け入れが何人できるかということをよく保護者の方とうちの放課後児童クラブの職員が相談をしながら、その状況を聞いて対応しているということでもありますから、そのことは、それぞれ家庭のそういう状況を鑑みて対応しているということをご理解をしていただきたいと思います。

ただ、今ほど言った保健福祉医療、そういったものを優先して受け入れをしていることは、4月の時はとっさの状況でありましたから事実であります。その状況だとかを鑑みて、今後どのようにしていくかということは、常時、常に対応を検証しておりますので、今の段階ではすぐ答える状況になっておりませんが、何人まで受け入れできるかということは、平均の26人だから、それが良いということにはならず、やっぱりその年度初めの、例えば、年度初めに再度なったときに、年度始めはやっぱり1年生の受け入れだとか非常に多い時期になりますから、その時期によってもそれぞれ家庭の環境も変わってきますので、そういった状況を見て適切に対応を考えていきたいというふうに考えております。

また、利用する場所の中で、学校の教室だとか、利用する支援員として学校の先生ができる、そのことも通知がきているのは私も承知をしておりますけれども、学校の先生は、それぞれコロナ禍の中にあっても学校の先生として常に学校の子供たちに向けて対応する、いわゆる、勤務時間になっております。今まさにコロナ禍の環境の中でオンライン授業を進めていこうということになってまいりますから、その授業を考えると、当然、その学校の先生は学校現場でしっかり対応してもらわなければならないということになってまいります。一部、学校の教室を利用できるのではないかというふうになってまいりますけども、そこにまた不特定多数というのか、学校現場としても放課後児童クラブでの活用という混在になると、今度、福祉の部分から教育の現場に適切な連携をとっていけないと逆に迷惑がかかることになりますから、あまり、できるからそういうことをやっていくということだけではなく、まず、できる環境の中で何人受け入れできるかということ優先して考えていきたいというふうに考えております。

ですから、学校の教室だとか学校の先生という部分では、直接的にそういうことは文書ではきておりますけども、そういうことを今、放課後児童クラブとして活用する考えはないことを申し上げ、再質問のお答えといたします。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 再々質問です。

臨時休校が長期にわたる場合には、放課後児童クラブの利用希望者の分散利用を可能とすることについてお伺いいたします。

今回のような臨時休校に際しては、保護者が休暇を取得するほか、祖父母の協力も必要になります。保護者が計画的に休暇を取得したり、勤務先でのシフトの変更をスムーズに行うために、また、保護者と祖父母が互いに調節しながら休暇を取得できるように、特例として、放課後児童クラブに分散利用の仕組みを取り入れてはいかかでしょうか。

本町の子ども子育て支援事業計画第2期によりますと、平成30年12月に実施した就学前児童の保護者と小学生の保護者361世帯を対象にしたニーズ調査で、回答世帯数257世帯のうち小学生を持つ母親でフルタイムで就労している方は37.3パーセント、パートやアルバイトで就労している方は同じく37.3パーセント、合わせて74.6パーセントの母親は働いているという結果でした。

また、新十津川保育園の保育児童数は、平成29年81人、30年88人、令和元年100人と増えていて、共働き世帯が増えているということが分かります。様々な職業に就いている保護者の就労を支えていくということは、今後の町の様々な事業を執行する上での貴重な財源確保にもつながります。子供の安全な居場所を用意して保護者に安心して働いていただくためにも、今後万が一緊急的な長期間の臨時休校になった場合に備えて、分散利用などの準備を検討してはいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再々質問にお答えをいたします。

分散利用の関係については、私も居場所づくりの一つの手だてだというふうなことで、対策の一つとして考えているものでございます。しかしながら、放課後児童クラブの分散ではなくて、教育委員会と連携をして、学校の子供たちが分散登校ということになれば、その保護者の空きというのですか、そことうまく交差をする分散の保護者の子供さんが受け入れできることが可能になっていくものというふうなことも一つの方策として考えておりますけれども、このまずは臨時休校がないことが一番ふさわしいということでございます。これから新しい生活様式がどちらかというとな定的に進んでいくというふうに考えております。

そういった中で、この新生活様式をすべての方が、大変なご迷惑をかけますけども、そういったことをやはり今しばらく我慢をしていただく、そのことが継続的な放課後児童クラブの受け入れになっていくというふうに考えております。

また、今、冒頭に言った分散のことについては、教育委員会とよく連携をしながら今後詰めていく一つの手立てということをお申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

それではここで、19時20分まで休憩といたします。

(午後 7 時09分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

コロナ対策のため、換気のためというか、ファンを回していますので、ちょっと音が結構してます。質問者の皆さん、マイクにできるだけ近づいて発言をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(午後 7 時20分)

○議長（笹木正文君） それでは次に、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、教育長に一般質問をさせていただきますと思います。

臨時休校に伴う準要保護世帯の学校給食についてを表題といたします。

4月7日緊急事態宣言を受け、学校が臨時休校となりました。休校中は給食がなかったため、働いている娘に代わって孫のお昼ご飯の用意をしてきたが、毎日のことなので大変だったという祖父母、家で作る方が給食費よりもお金がかかる、という保護者の声をお聞かせいただきました。その声を聞かせていただいて、改めて給食のありがたさを痛感させられたところでございます。

新型コロナウイルスの影響を受け、厚生労働省から要保護世帯に対して返還された学校給食費については福祉事務所への返還を求めないこと。という通知が出されたと聞いております。

本町の場合、準要保護世帯の給食費については扶助費で賄われておりますが、給食費の減額分を準要保護世帯に支給するべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いさせていただきますと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の通知につきましては、厚生労働省援護局保護課長から発出された事務連絡と認識しております。

主旨といたしましては、新型コロナウイルス感染対策により学校の臨時休業が行われた際に、家庭における昼食が通常予測していなかった食費の出費であることから、生活保護費として扶助された学校給食費の返還を求めないというものであり、本町におきましても対象となるご家庭につきましては、通知に基づき適切に対応しているところでございます。

一方、準要保護世帯の就学援助費における学校給食の援助につきましては、提供した学校給食費の実費相当額を支給するものでございまして、本町の児童生徒就学援助条例におきまして、提供されていない給食分の支給をすることはできないことになっております。また、生活保護費との比較により支給するものではないというふうに理解しております。

一部の自治体におきましては、生活保護費や就学援助費の名目ではなく、昼食支給金として支給しているところもあるというふうに伺っておりますが、本町におきましては、新

型コロナウイルス感染拡大の影響に対する子育て世帯への支援といたしまして、学校休業中の栄養確保のため小中学生に牛乳券を配布したほか、高校生以下のお子様、ふれあい商品券5千円分と町内飲食店で利用できる食事券5千円分を配布し、生活費の補てん及び負担軽減を図る取組をすでに行っております。

このことから、準要保護世帯の給食費に特化した扶助費の支給は考えていないということをご理解いただきますようお願い申し上げます、3番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

はい、3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 教育長の答弁には、していただけないということですが、この厚生労働省社会援護局保護課長より3月13日と4月7日に事務連絡が入っているとお聞きしております。

それを受けて、5月の19日に文部科学省初等中等教育局健康教育食育課というところの方から事務連絡がございまして、準要保護者に対する支援についても上記対応の主旨をご理解いただき、それぞれの地域の実情に応じて適切に判断、ご対応いただくようお願いいたしますという文書も連絡も出されていると聞いております。

それを受けて、いろいろな自治体で工夫をされて、いろいろな準要保護世帯に支援をされている例も聞いております。

また、本町においては就学援助の中で給食費っていうのは、もう予算に含まれているっていうふうに考えるところがございます。それが保護者に支給されないっていうことになると、その残っているのは執行残になるっていうふうに私は考えるところですが、その執行残になるっていうことになるのか、また、違う予算っていうか、違う項目にそれを振り替えて準要保護世帯に何かを特別に与えてくれるっていうお考えはないのか、また、この準要保護に対しても、上記の対応の主旨をご理解いただいてっていうの、教育長はどのようにお受けとめになられているのか、そこら辺を再質問でお聞きしたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再質問にお答えいたします。

5月15日付けの事務連絡で、そういう市町村でご検討いただきたいという主旨でございましたが、今ほど最初の答弁でお答えいたしましたように、そのようなことを鑑みただ中において、本町では先ほど申し上げましたように、別な形で牛乳券を配布したり、あるいは、ふれあい商品券等をやっているの、就学援助としては支給しないという考え方、文章はいただいておりますが、そういう判断をしているところでございます。

あともう1点の執行残につきましては、その年々で準要保護世帯の対象家庭というのは変わりますから、それによって予算につきましては補正で増額したり減額したりということは考えられると思っております。

以上、3番議員さんの再質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、5番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） この準要保護世帯に対する支援については、町民の皆さんから

いろいろな声をお聞きしております。また次回に勉強させていただいて、一般質問につなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（笹木正文君） 質問ではありませんね。

はい、以上で進藤久美子の一般質問を終わります。

次に2番、村井利行君。登壇の上、発言願います。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 議長のお許しがありますので、一般質問をさせていただきます。久保田教育長にお尋ねをいたします。

コンピュータやインターネット技術が著しく発達する現在において、学校教育も大きく変わろうとしております。GIGAスクール構想やプログラミングといった新たな教育スタイルが構築されつつあるのもご承知のとおりであります。

そんな中で、学習指導要領による授業が小学校は2020年今年から、中学校では来年度から実施されることになりました。

令和2年度の教育行政執行方針の中で、学校教育の充実、確かな学力の育成と久保田教育長もおっしゃっておりますが、昨年実施された全国・学力学習状況調査では、小中学校ともに2年連続で全国平均同等以上の結果になりました。大変喜ばしい限りだと思います。なお、残念ながら新型コロナのため、本年度は中止ということになっております。

ここで、小学校の担任制について考えてみたいと思っております。

ご存知のように小学校では、伝統的に一人の学級担任の先生がほとんどの教科を教える学級担任制がとられてきました。子供たちが自分のクラスの担任の先生に国語も算数も体育も教わるという授業スタイルです。一方、中学校、高等学校では、一人の先生が特定の教科を受け持つ複数のクラスを受け持つという教科担任制で授業が行われています。国語の時間には国語の先生、あるいは、数学の時間は数学の先生に教わるといった方法です。

この中学校で行われている教科担任制を小学校にも本格的に導入するかという議論が始まっております。8月21日の毎日新聞によりますと、中央教育審議会の特別部会は、2022年度から小学5、6年で、今年から正式教科になった英語のほか、理科と算数を教科担任制にする案を示しました。子供たちの意識、持てる情報量においては、ここ数年で何倍も増え、教える側の教員も専門性を身につける必要があるということを確認しているところでございます。

そこで、教科担任制のメリットは何か、少し見ていきたいと思っております。

小学校の先生は全教科を一手に引き受けますが、当然ながら先生にも得意不得意はあります。教科担任制を採用することで、そうした教科ごとのムラを防ぎ、授業の質の向上が期待できます。結果、クオリティーの高い指導が受けられます。また、子供の様子や変化を多角的に観察できるのもメリットの一つではないでしょうか。

一人の先生にクラス運営を任せると、その先生の価値観になりがちですから、子供と接する先生はできるだけ多い方が良いと思っております。

コロナにより教員の残業時間80時間を超え、57パーセントといった記事も載っております。

教科担任制にすると、結果的に先生達の負担が軽減され、子供を見守る余裕につながるのもメリットの一つと言えるのではないのでしょうか。

教科担任制についていろいろ見てきましたが、一部の小学校では高学年を対象に既に導入されております。特に中学校へのステップ、進学準備という観点からも教科担任制は意味があると思われまます。

そこで、本町小学校の授業状況を見てみますと、外国語教育については2020年の学習指導要領の実施に伴って、小学校中学年3、4年から外国語活動を導入し、高学年5、6年においては、英語を教科として教えることになりました。双方、年間35時間の授業時数が増加することから、外国語指導助手を1名増員し2名体制にして、効果的に配置をしているとのことでございます。6年生の外国語と5、6年生の理科は専科教員による教科担任制の授業を行っているとのことでもあります。今のところ英語は6年生だけですが、これを5年生も教科担任制に移行してはいかがかと思われまます。

また、ほかの教科においても高学年、特に5、6年については、国語、算数、社会等、主要科目から、是非、教科担任制に順次移行してはいかがかと思われまます。時間割の編成、人員体制、いろいろ課題もございますけども、小学校におけるこれまでの町独自の専科教員による成果と、今後の計画的な教科担任制への移行について教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めまます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、2番議員さんのご質問にお答えいたします。

本町における教科担任制の導入につきましては、平成21年度、町内の四つの小学校が統合し新しい小学校を開校した際に、進んで学び、よく考える子を育成するために、高学年の一部の教科について教科担任制を取り入れ、教員の得意分野を生かした授業を行い、児童の学習意欲の喚起に努めることといたしました。

これに基づき同年度より今日まで、主要教科の理科は小学3年生から6年生まで、さらに、年度によって学年は異なりますが、音楽につきましても専門教員を配置し専門性を生かした学習を行っております。

ご質問のありました専科教員の指導による成果であります。理科につきましては、観察、実験、体験の授業について専門的かつ充実した学習を行っております。理科の教科につきましては、全国学力・学習状況調査で、平成24年度から3年に一度調査が行われるようになりまして、全国の平均正答数を100とした場合の新十津川小学校6年生の正答数は、平成24年度は97と全国全道レベルまで達しておりませんでしたけれども、平成27年度には100と全国レベルとなり、平成30年度は103と全国レベルを超える状況となっております。30年度の評価の観点を見ますと、観察、実験の技能の正答率が89.5パーセントととなり、全国平均より18.4パーセント高い結果となりました。また、音楽につきましても、きめ細やかな学習を行い、児童が興味を抱き、専門的な特別クラブのスクールバンドや合唱団に入会している状況にあるなど、それぞれ学習内容の理解度、定着度の向上に効果があったものと考えております。

先月20日に、先ほど2番議員さんも言われましたように、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の特別部会において、令和4年度を目途に小学5年、6年生に教科担任制を導入するという中間の骨子案が示され、年度内には同審議会の答申がなされる見込みで

あります。

本町におきましては、今年度から施行される新学習指導要領により外国語の授業時数が増えたことから、6年生は専科教員が外国語授業を行っており、加えまして、次年度からは3、4年生の外国語活動、5年生の外国語も専科教員による授業を行い外国語能力の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。さらに、国語につきましては、語いの確実な習得や意見と根拠を正確に理解し、適切に表現する言語能力の確実な育成。また、算数につきましては、日常生活や算数の学習場面から問題を見いだすことや、図や式を数学的に伝えあうことなど学ぶ内容が高度になりますので、5、6年生の主要教科である国語と算数につきましても同様に教科担任制を導入したいと考えております。

また、教科担任制を導入することにより、複数の教員で児童の様子を見ることができ、教える内容や準備する教材作成の負担が減少し、教職員の働き方改革にもつながるものと考えております。

このことから、義務教育9年間を見通し教科担任制のメリットであります授業の質の向上、学習内容の理解度、定着度の向上、小学校から中学校への円滑な接続を進めるため教科担任制に積極的に取り組み、子供たちの確かな学力を育成していく考えであることを申し上げ、2番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、2番。

○2番（村井利行君） 質問に対しては、大変前向きに対応していただけると認識をいたしているところでございます。

教科担任制はまだまだ議論が始まったばかりであります。導入することだけが独り歩きしないよう、また、その効果だけでなくデメリットも多少あるかと思えます。そんなことで、本町の子供の実態に応じた課題等を検証しながら、是非、進めていただきたいなど、そんなふうにも思っておりますので、その辺のちょっとお気持ちを最後お聞きして、再質問に代えたいと思えます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 2番議員さんの再質問にお答えします。

教科担任制につきましては、メリット、デメリットがあるというふうなお話でございましたが、そのような中でのメリットを最大限生かして教科担任制を進めていきたいと思えますし、先ほど社会もという話も出てましたけども、やはり、学級担任として自分の担任のクラスを見るということもありますので、まずは主要教科の国語と算数を5、6年生はやっていくと、それと、英語についてもやっていくということで、すべてということは、まだ時期尚早でないかと思っておりますので、その辺もご理解いただきたいことを申し上げ、再質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で、村井利行君の一般質問を終わります。

次に1番、井向一徳君。登壇の上、発言を願います。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君） 議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。町長にお聞きいたします。

令和2年産米も収穫が始まっております。まずその前に、令和元年産の米の状況、これはですね、生産量が726万1,000トンでございました。そして、その消費動向を見ますと、一番の要因と言いますか、人口の減少による需要減、これが第一にくるのかなと思ってございます。また、令和元年10月、消費税率の引き上げによる買い控え、これは、税率自体は食料品はイートイン以外は変わってはございませんけれども、全体的な引き上げによる買い控えという、そういった消費者の意識と言いますか、それもはたっていたのかなと私は分析しておりますけれども、それに増して、またコロナ禍による学校給食の休止、そして、飲食業の自粛、そして、外国人旅行者、これは、1月から6月の試算でございましてけれども1,269万人、これが途絶えた、インバウンドによる米需要が減少しているということも要因ではないかと思っております。

新聞報道にもございましたけれども、令和2年の6月末ですけれども、適正在庫は180万トンが適正と言われていたところ21万トンオーバーの201万トンと、保有在庫となっております。

コロナの需要減ですけれども、私ちょっと農水省の方のデータでございましてけれども、本年3月から6月の米の需要量でございまして。中食、外食で8.6万トン減少しております。私この減少量すごいなと思ったんですけれども、しかしながら、外に外食に行かない巣ごもり消費というのがございまして、これが7.7万トン実は増えているんですね消費が、ですから、コロナの影響と一概に米に対しては、もう少し様子を見なければと私は思っておりますけれども、そんな中、新聞報道にもございましたけれども、令和2年産米の概算金1俵当たり約300円下がっております。

新十津川町の基幹作物である水稻、その作付農家をどう守っていくのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、今年度の米の状況でございまして、異常気象や大きな災害もなく平年並みに天候が推移したことより生育は概ね順調であり、北海道農政事務所が公表した8月15日現在の作柄概況は、やや良であります。

今ほど1番議員さんがおっしゃったとおり、一部の農業者がもう既に刈取作業が始まっており、今後、本格的な収穫作業に進んで行くものというふうに思っております。綺麗なほ場になっておりますから、本当に豊穰の秋を心より祈念をしているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により家庭での消費は増えておりますけれども、外食産業の消費がそれ以上に落ち込み、新聞等で報道されているとおり米の在庫量が積み重なっている状況であります。外食需要の回復が不透明であることから、ご質問のとおり米価の下落が懸念されているところであります。

本町の基幹産業は農業であり、メインは米であります。私は、これまでも農業が元気になることが町の元気につながると繰り返し申し述べてまいりました。本町の米の生産については、需要に応じた高品質な良食味米を安定生産し、消費者に信頼される米づくりを展

開をしまいにしました。

J Aピンネにおいては独自基準である米の品位を10段階に分け、徹底した品質管理と実需の様々なニーズに答える細かな仕分けを行っているところでありますので、今後も北海道の一大米産地として消費者に選ばれる米づくりを推し進め、需要に応じた総合的な販売戦略をJ Aピンネと共に実践していくことが新十津川町農業の持続発展につながるものと考えているところであります。

懸念されております令和2年産の米価対策につきましても、J Aピンネでは売れる米づくりに全力で取り組んでおり、令和元年産米の在庫がすでにない状況にあります。これまでの農業者の普段の努力とJ Aピンネの実需者の希望に合った品質管理の徹底が高い市場評価を受けているものと認識をしておりますので、今後の価格の動向を注視しながら、J Aピンネと共に農業者の皆さまが安心して米づくりができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、1番、井向一徳君。

○1番（井向一徳君） 今ほど町長の答弁の中で、高品質で本当においしい米を消費者にという形でJ Aと一緒にバックアップしていただいている、私も一水稲作の農家として大変ありがたいなと思っております。

そこでと言いますか、思い返しますと平成22年米の生産量、これは全国ですけれども823万9,000トンございました。令和2年、予想収穫量ですけれども709万トンから717万トンと予想されてます。100万トン以上この10年で、要は生産量が下がっていると言いますか、それだけ要らないよということになるのですね。

今この新十津川、水稲農家の一軒の平均耕作面積は十五、六ヘクタールなんではないか、細かい数字はちょっと私は忘れてしまいましたけれども、ただ、これからの新十津川の水稲を背負っていく、これから農地が集積されるであろう30代から40代の若手の農業者の耕作面積は、これ年々大きくなっております。今、25からおそらく30オーバーの若手の農家の方は増えているのかなと思っております。

そういった中ですね、需要減というのは、今までは7万トンから8万トンと毎年米の需要が減っていっていると言われてる部分でございますけれども、これが10万トンを超える、またこの先、人口減で15万トンを超えると、そういった状況になった時にですね、その基幹産業は米と云っていいのかどうなのかという状況は来るのかなと思っております。

米に関しましては、私もちょっと長い間ですね、任意団体の農民組織で米はちょっと運動させていただきましたけれども、恒常的な、根本的なと言いますか、問題はございます。そうですね、一番影響がつぶさに出てくるのが豊作凶作ですね。この影響も一番顕著に出てくるのかと思えますし、例えば、大凶作になったときに何があるかって言ったら、実は青果と違い備蓄米というのがございます。これ放置されると、青果は物が無いと値段は上がるんですけども、米に関してはその値上がりを押さえられてしまうという、こういった実は、これは問題点かどうか分かりませんが、そういった実情がございます。

米は大変難しい部分がございます。その辺のもし、町長のこれから先のお考えでも、もしあればお聞きしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、それでは再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

新十津川の米は、将来ともに基幹産業の主役であるというふうに私は考えておりますので、そういった中でJ Aピンネと連携して新十津川の基幹産業を維持していくという考えは変わりありません。

ただ、今1番議員が質問の中に触れましたとおり、ここ10年では確かに100万トン減っております。減っておりますけども、これは人口減少が今中ほどから始まって起きていることが大きいのと、今、健康ブームの中で米を食べない、いわゆる、あまり食べない方もいらっしゃるということもあって、そういったことも輻輳して減ってることが多くございます。米を一杯ずつ多く食べればそういったことがかなり解消されるということもあって、北海道では米チェンということも進めながら、北海道の米を広くPRをしているところであり、全国的なテレビ放映でも報道でわかってるとおり、本当に大スターを使って米のゆめぴりかだとか、ななつぼしを宣伝をして、広く北海道米の良さをPRをしているところであります。

これは、ホクレンが中心になって進めているところでありますけども、今、これからの日本の動きという部分では1番議員もご承知のとおり、今、温暖化が進んでおり災害も大きくある、そういったことを考えていくと、本州での米づくりということがなかなか今後は困難になっていくことが想定されます。

そういった中で北海道の米づくりということは、今後とも継続的に必要であるというふうに思いますし、やはり日本人の主食として北海道が、この新十津川を中心とした空知、上川方面のおいしいお米を日本人のおいしい主食としてやっぱり賄って、日本人のやっぱり活力、そういったものを米から見出させていただきたいし、それぞれ米の生産地としては農業者のたゆまぬ努力と、本当に農協をはじめとする農業関係機関の連携によりここまで来ていることをしっかり連携して進めていきたいというふうに考えております。

今、スマート農業のこともその一つとして進めており機械の省力化、そして、農業の担い手不足、いわゆる、労働力不足に対応している、そういったことも町の魅力として感じていただき、今年は10戸11人の新規就農者を迎えることができたということも、先ほど行政報告で申し上げたところであります。

これから新十津川農業はいろいろな意味で魅力を感じていただけるものになっていく、そういうふうに思っておりますし、さらに、そういった部分では農業者のたゆまぬ努力は引き続きお願いをいたしますけども、農協をはじめとする農業関係機関と連携して、町は持続可能な農業としてしっかり推進をしていきたいという考え方を申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、1番、井向一徳君。

○1番（井向一徳君） はい、今ほど温暖化の影響というお話が町長からございました。私も本当にこの温暖化、広い意味で言えばCO<sup>2</sup>の削減ということになるんだろうなと思いますけれども、この温暖化の影響というのは大変危惧してまして、昨日までの台風10号という大きな台風もございましたし、ここ数十年後にはこの北海道にも風速80メートルク

ラスの台風が来るかもしれないという予測も実はございます。

だから、その温暖化がイコール北海道が有利とは僕は思っていないけれども、いろんな気象条件っていうのは、これからの農作物に対する課題になってくるのかなと思ってございます。

再質問にはならないかもしれませんが、これからのこの新十津川の農業と考えたときに、これからリタイアされる方は実は大体もうJAの方でピックアップはされているのかなと思ってございます。10年先何人残るか。

私は、今のところ後継予定者はいませんが、いつできるかは分かりません。ただ、はじかれておもしろくないなと思うのではなくて、これからの農地をどういうふうに次の世代に引き継いでいくか、米という作物も本当においしい米を作りたいと、私は思っています。

ここで米の問題に戻りますが、国内でその需要が落ちてだんだん米が余ってくる、じゃあどうすればいいんだと。簡単に言えば国外に出せばいいのかなと私は思っています。農水省の方でもですね、農業農村基本計画ですか、その中でも輸出というのを2030年の目標金額、米は261億円という目標を立てております。2019年の実績46億円の約6倍に当たる数字でございます。

そういったこともですね、これからJAと一緒に、まず第一歩が肝心だと私思っていますので、どうか前向きにこれからのことを考えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁は。

○1番（井向一徳君） もしあればお願いいたします。

○議長（笹木正文君） はい、答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、それでは再々質問にお答えをいたします。

まず、農地を引き継ぐという部分でお話ありましたが、新十津川はこのきれいなほ場が今面々と広がっております。このことは十津川人が開墾をして、そして、富山の人があたまたま、いろんな府県の人がたが、このきれいな水田にするまで幾世代かかって今皆さんがたが農業者として引き継いでおります。

その引き継いだ美田を将来とわに、一枚のほ場の面積が変われども水田として引き継いでもらいたい、そのことは、先ほどの答弁と同じ繰り返しになりますので、そのことはそのようにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、米余りの関係で政府は飼料米に振り向けることがどうなのかというふうな一つの提案というのか意向を進めておりますけれども、新十津川は決してそういうことはするつもりはないというふうに考えておりますし、農協もそのように考えているとおりでというふうに思います。農業者も同じことだというふうに考えております。

一部、今1番議員さんが言われたとおり海外へという部分では、今この世界を見ると食料難のいわゆる地域もありますから、今年を見てもやっぱり世界を見て海外に輸出することが私も一つの方策として、国内のいわゆる米の需要がスムーズに回っていく一つの方策であるというふうに考えており、私もそのことについては、ある国会議員にもそのことを提言をさせていただいたところであり、そういったことが叶うかどうか分かりませんが、そういった声をつないで日本の食の円滑なそういう需要、そういったことがうまくで

きる仕組みを、やはりそれはひとつの町ではできませんので、大きく農協と共に、そしてまた、北海道や各いろいろな農業関係団体と共に行動していかないと、そのことは叶っていかないというふうに思いますので、そういったことを声を共にしながら全力を向けてそのことを進めてまいりたいことを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、以上で、井向一徳君の一般質問を終わります。

---

◎延会の宣告

○議長（笹木正文君） 予定をしていました時間が過ぎました。

そこでお諮りいたします。

本日の本会議は、これにて延会としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、明日は午前10時より本会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで延会といたします。

暑い中、大変ご苦労さまでした。

（午後 8 時05分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第3回新十津川町議会定例会

令和2年9月9日（水曜日）  
午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎出席議員（10名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（1名）

4番 鈴井康裕君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
教育委員会事務局長	後木満男君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中畑晃君

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

本日も昨日に引き続き、非常に朝から暑くなっております。上着をとって会議に臨んでいただいて結構ですので、よろしく願いをいたします。

ただ今出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。8番、長谷川秀樹君。兩名を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、昨日に引き続き、配付しております通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いいたします。

[5番 小玉博崇君登壇]

○5番（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

ICTを活用した今後のまちづくりについて、町長に質問をさせていただきます。

この質問については、昨日の安中議員の質問でもありました高速無線環境整備推進事業の運用についてでもありましたように、今後本町において、こういった高速通信網光ファイバーの環境整備が行われる中、今後、このICTを活用したまちづくりは、本町のまちづくりに大きな影響を与えることから、私もこの件について質問をさせていただきたいと思っております。

昨日の質問の中で町長の答弁があり、ICTを活用した具体的な事業展開は、今後、総合計画または総合戦略の中でしっかり考え策定していくというお話がありました。

ICTの活用は、人口減少、少子高齢化、防災、地域コミュニティーの再生など、町が抱える様々な課題を解決するツールになります。全国各地で様々なアイデアを駆使したICTを活用した独自のまちづくりが実践されております。

しかし、多くの自治体は可能な部分から少しずつデジタル化していく傾向にありますが、このICT、目的意識をはっきりさせたデジタル技術やICTの効果的な活用は、町のブランドイメージの向上につながります。

本町も、ほかの町にない本町独自のICT活用によるまちづくりをしっかりと目指していくのか、町長の考えを伺いたと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。それでは、5番議員さんからの質問にお答えをさせていただきます。

今ほど5番議員さんからの質問の趣旨の中に触れられておりましたとおり、昨日10番議員からも同様の趣旨での質問をいただき、お答えをさせていただきましたが、基本的な考え方は変わるところがございませんので、重複する部分が多いことをお許しいただきたいと思っております。

ICTの利活用は、私たちが抱える地域課題の解決や地域経済の活性化に大きく役立つものと各方面から期待され、その役割はますます重要になっていくものと考えております。

今回の光ファイバーの整備によって、誰もがICTを使える環境を構築され、より日常生活に溶け込んだICTの利活用というものが進んでいくであろうと想像しておりますし、また、そうなるよう進めていかなければならないものと考えております。

ICTの推進につきましては、今回整備を進める光ファイバーのみならず、スマートフォンとの連携が非常に重要であると考えております。

スマートフォンはGPS機能による位置情報や写真、映像などを即時に送信し、共有することができるといった機能を持ち合わせており、安定的かつ大容量通信を可能とする光ファイバーとの組み合わせにより、まちづくりへの活用の可能性は限りなく広がっていくものと考えております。

とりわけスマートフォンの持つGPS機能は、活用性が高いものであると感じており、本町でもすでに行政内部の利用ではありますが、冬期間の除雪オペレーターにシステムを搭載したスマートフォンを持たせ、現在どこを除雪しているのかを地図上に一括表示できるようにして活用をしております。

除雪作業のない夏の期間には、この仕組みを災害対応に生かすべく、現地調査に出向く職員にスマートフォンを持たせ、現地の災害情報を一元化するという取組も既に進めているところであり、こういった仕組は様々な応用が可能ですので、ますます広がりを見せていくものと思っておりますし、大いに活用していきたいと考えております。

また、光ファイバーという情報基盤が全町隈なく整備されることによって、公衆用Wi-Fi環境の整備も容易になるでしょうから、住民の方、ご来町の方問わず、多くの方々の利便性が向上していくものと考えております。

コロナ禍の新しい働き方としても、仕事と休暇を組み合わせたワーケーションといったライフスタイルが脚光を浴びており、こういった展開にも期待を寄せるところであります。

いずれにいたしましても、この光ファイバー網は、今の段階では来年度末まで、できるだけ早い時期に全町を一斉整備をしたいというふうに考えていることもあり、今の段階においては、どの時点でどのような取組をするということは決まっておりますが、これからの時代を考えていくとICTの活用により、いろいろ無限大に町民も行政の機能も広がっていくということは間違いない事実であるというふうに受け止めているところであります。

ます。

したがいまして、町が置かれている状況、そして、課題をしっかりと見つめ、昨日の答弁と繰り返しになりますけれども、次期総合計画の策定作業などに合わせて、積極的にその検討を進めて参りたいことを申し上げ、5番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 昨日の質問でもありましたとおり、今回、新型コロナの関係で多くの自治体がこの光回線を整備する方向性になっているというお話がありました。

これまでは、このブロードバンドが整備されてる町というのは少なかったものですから、それがすごくポイントとなって移住者が増えたりだとかっていうところがありました。これからは多くの自治体でこのような整備がなされるということであれば、本町の今後のまちづくりについてはブロードバンドがほかの町にあるけれども、それをやはり独自にしっかり活用して、ほかの町にない良い魅力あるまちづくりに発展させてほしいと思っております。

そこで、このICTを活用する上で大きな課題になっていることがあります。

それは活用する方の二極化であります。積極的に活用する方もいれば、やはりこういったデジタル技術に消極的な方もいます。

昨日の答弁で、できるだけ多くの方に光ファイバーに加入して欲しいとのこと、また、加入を促進するために申込み時の費用の一部を助成すること、その辺を検討していくというふうな答弁がありました。

これは、積極的に活用したい、また、そういった光ファイバーに入りたいという方にとってはとても良い支援なんです。やはり入ろうとしない方、また、入っても活用できないと思っている方に関しては、こういった助成があってもなかなかそういったデジタルの世界の方には入ってこないというのがあります。

ICTのまちづくりを進める中で、こうした二極化は今後均等な行政サービスを提供するに当たって、非常に不具合が生じる可能性があります。

ICTのまちづくりを行う上で、住民マインドを変える必要性があり、この二極化に対してどのような対応をされるか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

魅力あるまちづくりを進めるために、このICTは有効に活用していきたいということは、先ほどもその趣旨も踏まえてのお答えであります。

そういった中で、活用される方の二極化ということのご質問であるというふうに受けとめております。

情報通信技術の進展に伴って、誰もがパソコンやスマートフォンを使うようになってきた今日、本町のみならず社会的な問題として、その利用できる方とできない方との間には格差、デジタルデバイトというものが生じております。パソコンというものが我々の生活に入り込み始めたときから継続してその問題が取り上げられてきており、時代の流れとと

もにその数は大幅に減ってきているようでありませうけども、やはり高齢者の方が最後まで取り残されているように見受けられます。

この度のコロナ禍において、人と人との接触が大きく制限され、インターネットを介しての会話や面談というものが大きく取り上げられるようになりましたが、高齢者の方の利用には、機材、スキルともに難があるようでありませうので、社会福祉協議会との連携のもとに、高齢者ICT学習事業に取り組むこととしたところでありませう。

スマイルアップや老人クラブ、ゆめりあ部会など高齢者の方が多数集まる場所において、タブレット等に触れてみる、インターネットの基本を学ぶ、オンラインでお互いの顔を見ながら会話を体験するといった学習の機会を提供するといった内容でございませう、今定例会の補正予算に必要となる事業費を計上させていただいております。

このことは、5番議員の質問の趣旨を進めていくというきっかけ作りになっていくものというふうに考えておりますし、このことによつて、高齢者の方々には、興味本位だとか好奇心からでも結構ですので、ぜひとも触れてみて、そのことが今コロナ禍によつて一人で家にいると会話ができない、電話をするということは可能であつても、やはり顔を見てお互いにコミュニケーションがとれることがお互い気持ち良く、気持ちが通じ合う、そういう会話につながっていくわけでありませう。

本来であれば面と面と向かつて会話することが一番望ましいんですけども、コロナ禍の場合はできない場合もありますから、そういったときには、今、スマートフォンのテレビ電話だとか、いろいろなことが可能になってまいりますから、その良さを高齢者が集まる場所でも感じてもらう。更には、前回の補正でも上げたように、病院での面会が不可能になっているときに、そういう家族の方が入院されている方との面会を、そういうスマートフォンだとかタブレットでできる、そういったことも町内の福祉医療関係にも協力をさせていただきながら、今進め始めようとしております。

そういったことも含めながら高齢者、今、団塊の世代が75歳になるのは2025年というふうに言われております。今まさにその時代を迎えようとするときに、そういう年代の方でも数多くの方がスマートフォンだとかタブレットをお持ちの方もいますから、そういった方々の協力、今使つて良かったという協力もいただいて、今使つてない方にそのことを広めていただいたり、社会福祉協議会の事業としても、そのスマートフォンだとかタブレットの良さを広めていただいて、そういったタブレットを少しでも触れて、そのことが浸透するように進めていきたいということを考えております。

以上申し上げて、5番議員さんの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございませうか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 是非、この辺をしっかりと進めていってですね、皆さんがこの光ファイバーを有効に活用できるようにというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

一方、こういったICT、先ほどもスマートフォンとの連携でというお話がありませうが、子供たちのGIGAスクール構想等で、子供たちもやはりこういったICTを活用したという段階に入ってくると思ひますが、一方ではやはり、親の心としては、あまりスマートフォンを持たせたくないなど、やはりこういったインターネットを活用すると、悪い情報というか、もちろんそういった情報の活用の仕方っていうのが、もちろん子供たち

にしっかり力として持っていなければですね、やっぱり悪影響という部分もあります。

その辺の対応はどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再々質問にお答えをいたします。

これから子供から高齢者まで、すべての方にそういう I C T、特にスマートフォン、タブレットを活用していただくような、そういった時代になっていくというふうに思います。

今10年先がもう5年先、3年先になるような、10年先のことがもう早い進度で前倒しをして新たな時代に浸透をしていくというふうに思っています。

行政の内容も大幅に変わってきますし、もうペーパーレスを目論んだ、そういった時代にもなっていく。そして、スマートフォンのラインの活用も大幅に前進をしていく、そういったことも、いろんな行政機能の中でも使っていかなければならないのではないかとということも考えているところであります。

そういった中において、安全安心に使っていく、そういったものは大切であり、ちょっと良い機能が間違った使い方をすると、よく言われるのが、スマートフォンを持たせると、子供たちが、すすきののど真ん中にあるのと同じだっていう表現をするように、非常に危ないこともあります。

そういったことにおいては、教育委員会が子供たち、学校を通じながら子供たちにふさわしい使い方をしっかり教える、そして、保護者の協力もいただく、そういうことをしていかないと、そのタブレットなりが有効に生かされないことになりまして、子供たちの部分については、特に学力向上のために必要な知識を習得しやすい環境を自宅でできる、そういうことを積極的に進めるためにやるわけでありまして、そのことを間違いなくできるように、それは教育委員会と学校現場がうまく適切に話して、タブレットの使い方をきちんとやっていくというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、このスマートフォンなりタブレットは、今後、幅広い活用になっていく。そのためには、安全で、そして、有効な手だてとして、高齢者の方も今いろんなオレオレ詐欺なり、いろんなことが起きる時代になっておりますから、高齢者の方においても安全に使える、そのことも使い方を習得していただかなければならない事項だというふうに考えておりますから、すべての方が安全に、そして、その機能を生かしてコミュニケーションだとかいろんな情報がスムーズに相互に行き交う、そういうことを想定して、今後、必要なアイテムなり先進地の事業だとかありますから、こういった形で活用していくのかということは十分検討して、良い使い方をしっかりしていきたいというふうに考えてることを再度申し上げ、お答えといたします。

○議長（笹木正文君） はい、以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

これもちまして一般質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査及び決算審査のため、9月11日午後2時まで本会議を休会したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月11日午後2時まで休会といたし、9月11日午後2時から再開をいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時21分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第3回新十津川町議会定例会

令和2年9月11日（金曜日）

午後2時00分開会

◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 経済文教常任委員会審査報告  
（委員会報告第3号）種苗法改正案の慎重な審議を求める請願  
軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情
- 第4 請願第1号 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願  
（討論及び採決）
- 第5 陳情第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情  
（討論及び採決）
- 第6 議案第59号 新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置  
及び管理に関する条例の一部改正について  
（討論及び採決）
- 第7 議案第60号 新十津川町税条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第61号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第62号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第63号 財産の取得について  
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第64号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について  
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第65号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について  
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第66号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について  
（質疑、討論及び採決）
- 第14 議案第67号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
（質疑、討論及び採決）
- 第15 議案第68号 新十津川町教育委員会委員の任命について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第16 議案第69号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第17 決算審査特別委員会審査報告

- 第18 認定第1号 令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第19 認定第2号 令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第20 認定第3号 令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第21 認定第4号 令和元年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第22 認定第5号 令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第23 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第24 発議第4号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第25 発議第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第26 発議第6号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書  
(討論及び採決)
- 第27 発議第7号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第28 議員の派遣について
- 第29 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (11名)

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
会計管理者	内 田 充 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
保健福祉課長	長 島 史 和 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木 満 男 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑 晃 君
--------	---------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまです。ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日も午後から若干気温が上がってきているようでありますので、上着をとって会議に臨んで結構ですので、よろしくお願ひいたします。

（午後 2 時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。10番、安中経人君。兩名を指名いたします。

---

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（笹木正文君） 日程第 2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

---

◎経済文教常任委員会報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第 3、経済文教常任委員会審査報告を行います。

9月8日の定例本会議におきまして、経済文教常任委員会に付託してございます請願第2号と陳情第1号について、審査結果の報告を経済文教常任委員会委員長よりお願ひいたします。

経済文教常任委員会委員長、鈴木康裕君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴木康裕君） それでは、経済文教常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願及び陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

請願第2号、件名は種苗法改正案の慎重な審議を求める請願。

審査結果、採択すべきもの。

陳情第1号、件名、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情。

審査結果、採択すべきもの。以上であります。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

◎請願第2号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、請願第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎陳情第1号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、陳情第1号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（笹木正文君） ただ今、採択と決定いたしました請願第2号と陳情第1号につきまして、意見書を審査する必要があるがございます。

議案配付のため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

〔議案配付〕

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。皆さまにお配りしております議事日程表をご覧いただきたいと思います。

日程第27の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第29とし、日程第26の議員の派遣についてを日程第28とします。日程第25の次に日程第26として、発議第6号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書を追加いたします。さらに、日程第26の次に日程第27として、発議第7号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

---

○議長（笹木正文君） 日程第6に入る前に、議案第59号から議案第67号までの案件につきましては、9月8日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

---

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第59号、新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、新十津川町課設置条例及び新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第60号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第61号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

議案書の中で40ページにわたりますので、質疑の中でページだけ指定してください。

それでは、質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 34ページお願いいたします。行政区費についてお伺いいたします。

今回、行政区活動新型コロナウイルス感染症予防対策事業ということで、交付金が各行政区に出されることになりましたけども、区民一人当たり50円という計算だということですが、活動支援金の基本事業費の中では、区民の数が少ない徳富区なんかは200人くらいですね、そういった場合には200人掛ける50円なのか、基本事業としてそういった地区は400人を基本にしていますので、400人分の計算になるのかということと、それと、交付金の使途なんですけど、こういうことに使っていいですが、こういうものは使ってはいけませんというような、そういった制約が何かありましたら、区の方にお知らせするのかどうかということをお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 住民課長。

○住民課長（平田智子君） 7番議員さんのご質問にお答えします。

まず、こちらの対策事業については、区民一人当たり50円を増額するというので、基本事業の方ですね、なっております、これにつきまして、先ほど議員さんおっしゃいましたように、弥生区であるとか徳富区であるとか、区民の数がすごく少ない行政区がございますが、そこについては、この活動支援交付金の基本事業の中では、最低限400人という下限を決めておりますので、区民が200人だとしても400人分を掛けて、それで、活動支援交付金として交付させていただくような形をとらせていただきます。

それと、2番目のお話なんですけど、一応、こちらに予算化したのは、各行政区の区長さんの方にどういう衛生用品が必要かということ、一応、お聞きいたしまして、その中で必要と思われるものをリストアップしまして算定したのですが、一応、事務局の方で考え

ておりますのは、テーブル等を拭く物品の清掃用の消毒液、それと、手指の消毒液、それと、おトイレの便座ですね、便座の消毒用品、あと、会館の方に来られてマスクを忘れたとか、してないという方がいたら困りますので、そういう方にお渡しできるマスクを備蓄していただくということで考えております。

行政区の方から要望があったのはその程度の備品でしたので、こちらの方からは、その程度の備品相当分の交付金を交付しますよということで、この議会でご了承いただけましたら、区の方にご連絡差し上げるような形をとらせていただくようになっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 36ページ、民生費の中からお伺いいたします。2の高齢者福祉費で高齢者ICT学習事業についてお伺いいたします。

事業費10万円ではタブレット2台分の購入をして、ご高齢者の方へのICT学習を社会福祉協議会への負担というふうな説明がありましたが、すまいるあっぷでそういった学習をされるということですが、すまいるあっぷでは、今、社協の職員の方ですとか、あと、介護予防サポーターの方が、わりと体操ですとかそういったことにご協力いただいているのですけれども、ICTの学習をするという、どなたがその事業を担うのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の方ですまいるあっぷですとか、老人クラブ等での利用ということで、今社会福祉協議会の方で行っていただくこととなっております。

そこで、指導する方といいますか、は、一応、指導員の平山さん、実名を申し上げるのですけれども、平山さんを今想定しているような形で、講師という形で、皆さまに慣れ親しんでいただくということで予定しているところでございます。

また、出先にはタブレット1台と、あと、本部の方にカメラ付のノートPCですか、こちらの方を各1台ずつで5万円の10万円ということで想定してございます、以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 社会福祉協議会の方がこの事業をとるか、学習をされるそうなのですが、そのあと町としては、その事業を何回くらい行ったとか、ご高齢者が何人くらい受講されて、どのような状況だったとか、そういったことというのは、後々から検証できるようになっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（笹木正文君） はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと回答が足りなくて申し訳ございませんでした。

いずれにせよ、行なっていただいたあと、利用していただいた人数ですとか、どういう利用だったのかという部分は、レポートといいますか、報告いただいて、そういった部分

で今後の検証という形も進めてまいりたいと思っておりますので、そのように進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 33ページ、総務費総務管理費企画費の8番、新十津川魅力発信事業1,415万5千円から1,125万6千円に減額になった理由。ロケの日にちが短くなったとか、炊き出しが結局、中止になったんですたっけ、その辺ちょっと教えて欲しいんですけども。

○議長（笹木正文君） はい、答弁求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の4番議員の質疑にお答えをいたします。

予算としては総額1,400万円ということで見ましたが、東映側、撮影の方に支援金としてお支払う金額につきましては、当初の予定どおりお支払いをさせていただくということで1,076万8千円負担金として支出をさせていただいております。

残りの部分、本町といたしまして受け入れる側として、炊き出しであるだとか、あるいは警備、あるいはプレハブ、そういった物も用意したりして支援を行いたいとしておりましたが、そういったものが先方様との話の中で不要ということになりましたので、食事の支援等で33万3千円の支出ということで減額となるものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 炊き出しの件なんですけれどもね、あの当初、女性団体協議会が頼まれてたと、それで、コロナがだんだんだんだん増えてくる中で、女性団体協議会の方が役員会を開いたと、で、どう対応しましょうかということで、委員の中には、受けざるを得ないんでないかという話があったんですが、中央の役員の方から、もうコロナが出てきているのに私達おっかないわということで、女性団体が降りたと。役場からのあれはなかったという話で、結局、商工会青年部が炊き出しをやるようになったと聞いているんですが、そのことは事実でしょうか。

○議長（笹木正文君） はい、総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の4番議員の質疑にお答えいたしますが、町内各団体に支援をお願いしたいということで、今ほどの言話にありましたように、女性団体連絡協議会の方々にもですね、ご協力をいただく予定としておりましたが、今ほどのように、やはりコロナが不安だというお話もございましたので、そこは辞退したいということでございましたので、辞退をいただきました。

その他の協力でございますが、商工青年部といいますか、町内の飲食業を営んでおられます、お店のお名前を申し上げますとブルストよしださんですとか、大畠精肉店さんですとか、そういったお店をはじめ、そういった方々に多くご協力をいただいております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 女性団体協議会のある方なんですけれども、役場からの要請だからやっぱり立場上断れないと言いながら、要するに、コロナ感染の恐怖を感じながら、そ

うという思いをしてたと。結局、議場での撮影と同じだと思うんですよ。もう町側は前のめりになってやろうやろうとして、この場合は民間の方ですよ、ロケの場合は議員の方に負担をかけながらも、そういう人達に感染のリスクとか命の危険性とかを、要するに、おかしながら判断を丸投げにしてたんでないですか、責任回避してるんでないかと、僕はそういうふうに思うんですよ。

だから、やむにやまれず、要するに女性団体は、今回はお断りをしますという話をしたということを聞いてます。

で、若い人なら感染しないだろうという判断で、そっちを要請したのか分かんないですけども、その辺はちょっと何かえらい前のめりになっていたんじゃないでしょうか。130周年という節目でこのコロナがあって、おそらく100年の時の新十津川物語のロケが頭にあったかと思うんですよ。その関係で何かやらなきゃなんないというので、コロナの中強行したんでないかと、そういうふうに僕は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（笹木正文君） 総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の4番議員の質疑にお答えいたしますが、女性団体連絡協議会、今回はご辞退をとということでございましたが、ほかの団体におかれましても、決して町から必ず出ていただきたいとか、そういったようなお話をしたということはございません。本当に、やはり自分の気持ちの中でそういった不安を個人的に抱かれる方においては、エキストラもそうですが、今回はちょっとという方については、決して無理強いをしたという経過もございません。

その上で、安全対策ということで様々な消毒をはじめ、密にならないような一定の手立てというのは町としては準備をしておりました。あとは、撮影側の現場の方の采配ということになります。私も直接現場にはおりませんでした。2階の方から見ている限りにおいては、本当に注意しながら配慮していただきながらロケをしていただいたというような状況でございます。

ご質疑の中にあるように、決して前のめりになったということではございませんで、私も一定の協力をするというお約束のもとにお話は進めておりましたので、可能な限りということで、先ほどの炊き出しという件についても、本当は皆さんで暖かい物を作ってということでしたが、変更いたしまして、お弁当などの配布、そういった物に代えさせていただいたという経過がございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） どうも納得できないんですけどもね、判断はそのテレビ朝日の撮影クルーなんだろうかな、本当にね。僕はあくまでも町側だと思って、あの質問をしたんで、僕の再質問に対して町長が、撮影クルーだって、多分言うだろうなと思って、（50字削除）連絡をとって、要するに、撮影隊が要するにゴーサインを出した、3月31日に1回中止にしておいて、4月8日に復帰したわけですよ。そうしたのかって聞いたらね、撮影隊でないって証言を得たんですよ、実は。

ですが、僕が8月19日に一般質問通告書を出して、再質問でこういう再質問をしますよと言った8月25日過ぎから連絡を取りますと、（5字削除）前言をひるがえしたんですよ。これはどういうことなんだろうかな。結構こういうパターンが新十津川の場合に、僕2回は経験してます。新十津川の闇の部分かなと思うんですが、たまたま今回は女性団体協議

会が引っ込んでくれてね、ウイルスに罹らないでよかったかなと、高齢女性の方が無事であって本当に良かったかなと思います。(55字削除) 以上です。

○議長(笹木正文君) 答弁ありませんね。

○4番(鈴井康裕君) いません。

○議長(笹木正文君) はい、ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番(小玉博崇君) 37ページ、先ほどの高齢者ICT学習事業に戻ってしまうのですが、よろしいですか。

先ほど西内議員の質問もありましたが、このすまいるあっぷで行なわれるということですが、すまいるあっぷ、多分行政区会館でやってると思うのですがけれども、それ通信環境というのは、どういったような状況にするのかを教えていただきましたと思います。

○議長(笹木正文君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(長島史和君) 5番、小玉議員のご質問にお答えいたします。

各行政区で行います。そこですら、今回導入いたしますタブレットにつきましては、格安SIMといいますか、SIMカードを入れるタイプを想定してございますので、電波がある限りは大丈夫ということで、今回そういう機械を導入する予定でございます。以上でございます。

○議長(笹木正文君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(笹木正文君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(笹木正文君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(笹木正文君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(笹木正文君) 日程第9、議案第62号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(笹木正文君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第63号、財産の取得についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第64号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第65号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第66号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第67号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第68号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第68号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

教育委員会委員が令和2年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、氏名を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央18番地16。

氏名、近藤陽介、昭和49年1月11日生まれ、46歳でございます。

内容を申し上げます。

近藤氏は、平成28年10月から新十津川町教育委員会委員を務められ、教育行政に関して優れた識見を発揮し、教育委員会や学校に対し意見、提案を積極的に行うなど、委員としての実績も申し分なく、子供たちの健全育成にご尽力されてございます。

また、以前には新十津川町総合行政審議会委員として優れた識見を発揮され、さらには、長年にわたり新十津川建設協会並びに新十津川町商工会の役員を務められており、行政全般にもご尽力いただいております。

人格が高潔で学校教育並びに社会教育に関し識見を持ち合わせ、保護者の立場でご活躍いただける人物であり、教育委員として適任でございますので、再任にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由と内容の説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意すること異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、新十津川町教育委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第69上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第69号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第69号、新十津川町固定資産評価委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員が令和2年9月30日付けで任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

住所、氏名を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央71番地85。

氏名、天間壽俊、昭和27年3月10日生まれ、68歳です。

内容の説明を申し上げます。

天間氏は、平成29年10月から固定資産評価審査委員会委員を務められ、固定資産の価格に関する不服の内容審査にあつて、幅広い識見を有し、公平中立の立場で業務を遂行していただいております。

よつて、引き続き、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく同意を求めるものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第69号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第17、決算審査特別委員会審査報告を行います。

認定第1号から認定第5号までの各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月8日の定例本会議におきまして、決算審査特別委員会に付託してございますので、決算審査の報告を決算審査特別委員会委員長よりお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長、鈴木康裕君。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木康裕君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（鈴木康裕君） 決算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された、認定第1号、令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、

認定第2号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査経過。

令和元年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、令和2年9月8日から11日までの4日間にわたり、所管担当課の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、すべての案件について、認定すべきものとする。

以上でございます。

○議長（笹木正文君） 審査結果の報告を終わります。

これより決算審査特別委員会審査報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### ◎認定第1号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第18、認定第1号、令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和元年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第2号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第19、認定第2号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、令和元年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第3号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第20、認定第3号、令和元年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、令和元年新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎認定第4号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第21、認定第4号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、令和元年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第5号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第22、認定第5号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、令和元年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

それではここで、15時まで休憩といたします。

（午後 2 時49分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 3 時00分）

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第23、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、小玉博崇君。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

提出者、賛成者については、記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。朗読をもって内容の説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補てん措置を講じるとともに、減収補てん債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月11日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先ですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹木正文君） 日程第24、発議第4号、社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書でございます。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出するものであります。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書。

近年、豪雨、暴風、地震、豪雪など自然災害が頻発しており、そのたびに多くの人命、財産が失われている。さらに、気候変動の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化が指摘されている。北海道は全国の中でも特にその影響を大きく受ける地域であるとされており、対策の必要性を強く認識している。現在、そして将来世代の時代に向け、その生命、財産を守るために自然災害に事前から備える防災、減災、国土強靱化をより推進していくことは、一層その重要性が増している。

このような状況を受け、国においては、国民経済や生活を支え、国民の生命を守る重要インフラ等の機能維持を推進するため、平成30年度から令和2年度にかけ、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施が図られているが、ハード、ソフトが一体となった防災、減災が主流となる社会の実現のためにも、令和3年度以降においても継続して取り組むべき事項であるとともに、更なる対策の強化が求められる。

よって、国においては、令和3年度以降も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災、減災、老朽化対策に必要となる予算、財源を安定的に確保し、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策により一層の推進が図られるよう、次の事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記。1番、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進、国土強靱化や老朽化対策をはじめとする社会資本整備、維持が計画的かつ着実に実施できるよう安定的、持続的に予算の総額確保を図ること。

2、補助事業、社会資本整備総合交付金、土地改良事業予算等については、道路や農業基盤の整備、防災対策、河川改修、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

3、社会資本の整備、維持の推進及び災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ北海道開発局及び同局開発建設部に加え、地域に密着する河川、道路事務所の人員体制の維持と充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月11日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣であります。

以上で終わります。

- 議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。  
ただちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより発議第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、発議第4号、社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第25、発議第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。  
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。  
4番、鈴木康裕君。

〔4番、鈴木康裕君登壇〕

- 4番（鈴木康裕君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書でございます。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出するものであります。

裏面をご覧ください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

森林は、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給など、多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用及び所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取組を進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けた施策の充実と強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講じるよう、強く要望する。

記。1 番、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業、木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月11日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上です。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第 号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第26、発議第6号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴木康裕登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴木康裕君） 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書でございます。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出するものであります。

裏面をご覧ください。

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書。

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する、種苗法の一部改正案が提出された。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく係る案件として捉えており、近年、問題となっているわが国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要である。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより農業者の権利、自家増殖が弱められ、新たな費用負担が生じるなどの課題が山積している。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念される。

こうした中、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できずに、今秋開会予定の臨時国会で継続審議となった。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保、安価供給の継続に向けた公的機関における農作物種子の研究、開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠である。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねない。

ついては、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重に取り扱いをされるよう、強く要望する。

記。1、今回の改正により、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた、都道府県における公的機関の地域の特色を生かした種子の研究、開発などを、今までどおり国が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

3、国内外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農作物種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第27、発議第7号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴井康裕君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴井康裕登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴井康裕君） 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書でございます。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出するものであります。

裏面をご覧ください。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、平成30年3月末で廃止される予定であったが、索道事業者等からの強い要望によって3年間の延長措置が認められ、令和3年3月末で適用期限を迎える。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

当町のスキー場においても、安全、安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置

を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月11日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣でございます。

以上です。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（笹木正文君） 日程第28、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） 議員の派遣についてご説明申し上げます。

指定研修への派遣です。

全国市町村国際文化研修所が主宰する町村議会議員特別セミナーについて。

日程は9月30日から10月2日まで。

派遣議員は笹木正文でございます。

経費につきましては、概算で7万8千円でございます。

以上、議員の派遣についての明細でございます。

○議長（笹木正文君） ただ今、議会事務局長より説明のあったとおり派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定をい

たしました。

---

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第29、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、今定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

4日間にわたって、どうもご苦労さまでございました。

(午後3時26分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員